

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的と編成

第 1 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定により、身延町防災会議が作成する計画であって、本町の地域に係る災害に関し、町の処理すべき事項や地域内の防災機関を包含した総合的、機能的な計画として定め、すべての機能を効率的に発揮して防災活動の万全を期し、もって住民の生命、身体及び財産を、災害から保護することを目的とする。

第 2 編 成

この計画の編成は、次の5編からなる。

共 通 編

一 般 災 害 編

地 震 編

富士山火山編

資 料 編

第2節 防災計画の性格

第1 計画の性格

この計画は、町、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

第2 計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び「山梨県地震被害想定調査報告書」を踏まえ、さらに阪神淡路大震災や東日本大震災を教訓に、震度7を視野に入れ、町が見直しを行ったものであり、今後必要に応じ修正を加え内容の充実を期するものとする。

資料編	○身延町防災会議条例
	○身延町防災会議規則
	○身延町防災会議委員名簿

第3 防災計画の推進対策

1 町職員への周知徹底等

町の防災担当である交通防災課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 各部署における災害予防や災害応急対策等の諸マニュアル作成の支援
- (3) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (4) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、町職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、町は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3節 防災の基本理念及び施策の概要

防災とは、急峻な地形、点在する集落といった災害が発生しやすい自然条件下にあって、高齢化、障害者の増加等の社会的条件を合わせ持つ本町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

災害対策の実施に当たっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災会や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、住民等が一体となって最善の対策をとる必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本町を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震（東海地震）をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から住民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本町の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するものとする。

災害に対する備えとして、県、町、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む。）相互の協力体制の構築に向けた、共同での実践的な訓練や研修及び協定の締結等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- 4 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 5 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 被災による本町の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県は本町の被災情報の収集に意を用いる。
- 4 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立並びに他機関との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 5 災害の拡大を防止するための消防・水防等の災害防止活動を行う。
- 6 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 7 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 8 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 9 被災者について避難先から安全な指定避難所への誘導、指定避難所の適切な運営管理の支援、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 10 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 11 被災者の健康状態の把握並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動並びに迅速な死体の処理等を行う。
- 12 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 13 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。

- 14 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 15 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- 16 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援の適切な受入れを行う。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- 3 二次災害の防止と、より快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

町は、大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、近隣市町等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図るものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 防災関係機関の役割

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県及び町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

〈注〉 指 定 行 政 機 関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。
 指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。
 指 定 公 共 機 関：東日本電信電話株式会社等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。
 指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの。

第 2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

町は、次の事項を実施する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、業務継続計画（BCP）を策定するとともに、国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との連絡体制を整備する。

(1) 災害予防

ア 防災に関する組織の整備

イ 防災に関する訓練の実施並びに教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報

ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検

エ 防災に関する施設及び設備の整備、点検

オ 災害に伴う調査及び被害状況の想定

- カ 危険物施設等の災害予防
- キ 町内の公共的団体等住民の自主防災組織への指導・育成
- ク 建築物等耐震対策の強化促進
- ケ 防災応急計画の作成指導
- コ 大震火災対策の推進
- サ アからコまでのほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害対策本部の設置、運営
- イ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報の実施
- ウ 防災資機材及び人員等の配備
- エ 警報の発令及び伝達
- オ 避難の勧告又は指示及び避難者の保護
- カ 消防・水防その他応急措置
- キ 被災者の救難、救助その他の保護
- ク 町が管理する施設等の応急措置
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他災害における社会秩序の維持
- コ 緊急輸送の確保
- サ 清掃、防疫その他保健衛生等の措置
- シ 被災者の食料、飲料水、生活必需品の供給
- ス 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- セ 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧
- ソ 他関係機関に対する応援要請
- タ 広域一時滞在に関する協定の締結
- チ 防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- ツ アからチまでのほか、災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧対策

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

- カ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク 防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ケ 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- コ 危険物等災害予防対策の推進
- サ 防災応急計画の作成指導
- シ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する災害対策の推進
- ス 大震火災対策の推進
- セ アからスまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示並びに、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救難、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- ス 防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- セ 災害時に備えた人員、資機材の配備手配
- ソ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- タ 他機関への応援要請
- チ アからタまでのほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業費）

イ 融資関係

（ア） 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付

- (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ 日本銀行甲府支店との協議に基づく金融措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
- エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
 - (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
 - (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用収益の許可
- オ 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- カ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付
- (2) 関東農政局（山梨県拠点）
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
 - エ 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
 - オ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
 - カ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
 - キ 防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
 - ク 防災に関する情報の収集及び報告
 - ケ 主要食料等の在庫状況把握
- (3) 関東森林管理局山梨森林管理事務所
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成

- イ 民有林直轄治山事業の実施
- ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (6) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
 - オ 防災
- (7) 山梨労働局
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
 - ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
 - エ 災害復旧工事における安全の確保
- (8) 関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行う。

 - ア 防災上必要な教育及び訓練
 - イ 通信施設等の整備
 - ウ 公共施設等の整備
 - エ 災害危険区域等の関係機関への通知
 - オ 官庁施設の災害予防措置
 - カ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - キ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
 - ク 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
 - ケ 災害時における復旧資材の確保
 - コ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
 - サ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄

シ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画

- (ア) 地震防災応急対策に係る措置
- (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- (ウ) 中央防災会議主事会議の申し合わせ
- (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
- (オ) 地震防災上必要な教育及び広報

ス 南海トラフ地震防災対策推進計画

- (ア) 初動体制の立ち上げ
- (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
- (ウ) 被災状況等の把握
- (エ) 被災者の救命・救助
- (オ) 被害の拡大防止・軽減
- (カ) 被災した地方公共団体支援
- (キ) 被災者・避難者の生活支援
- (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興
- (ケ) 強い揺れへの備え

セ 首都直下地震対策計画

- (ア) 首都中枢機能の継続
- (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
- (ウ) 所管施設・事業者における利用者の安全確保
- (エ) 被災状況等の把握
- (オ) 被災者の救命・救助
- (カ) 被害の拡大防止・軽減
- (キ) 被災した地方公共団体支援
- (ク) 被災者・避難者の生活支援
- (ケ) 施設等の復旧、首都圏の復興
- (コ) 強い揺れへの備え

ソ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣初動の準備

- イ 災害等情報の収集
- ウ 通信の確保
- エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- オ 災害警戒本部会議への参加
- カ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達
- (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
 - (1) 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）
 - ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）及び周知
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
 - カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
 - ク 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
 - ケ 旅客の避難、救護体制の確立
 - コ 列車の運行状況等の広報
 - サ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - (2) 東日本電信電話（株）（山梨支店）、（株）NTTドコモ（山梨支店）
 - ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
 - イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する。
 - エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る。
 - カ 主要通信の確保
 - キ 通信疎通状況等の広報
 - ク 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - ケ 気象警報等の市町村長への伝達
 - (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整

- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分
- (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
 - ウ 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - エ 非常組織の整備
 - オ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - カ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- (5) 日本通運（株）（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (6) 東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
 - エ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
- (7) 日本郵便株式会社（町内郵便局）
 - ア 地方公共団体または日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- 6 指定地方公共機関
 - (1) 放送機関（（株）山梨放送、（株）テレビ山梨、（株）エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
 - エ 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - オ 非常組織の整備
 - カ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - キ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
 - (2) 輸送機関（山梨交通（株）、富士急行バス（株）、（一社）山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保

- イ 災害対策用物資等の輸送
- ウ 災害応急活動のための町長の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関（（一社）山梨県L Pガス協会）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (4) 医師会（（一社）山梨県医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 南部、富士吉田各警察署
 - ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 被災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - (1) J A山梨みらい、N O S A I 山梨、峡南森林組合、身延町森林組合
 - ア 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
 - オ 農作物の供給調整体制の確立
 - (2) 身延町商工会
 - ア 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
 - (3) 医師会（南巨摩郡医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
 - (4) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - ウ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - エ 災害時における病人等の収容及び保護
 - オ 災害時における被災負傷者の収容及び助産
 - カ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
 - (5) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
 - ウ 入所者に対する地震予知に関する情報等の伝達

- エ 避難計画による避難又は状況に応じた避難活動
- オ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
- カ 火気使用の中止
- キ 応急医薬品の整備
- (6) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - ウ 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - エ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - オ 応急医薬品の整備
 - カ 火気使用及び実験学習の中止
- (7) 身延町社会福祉協議会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保
- (8) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- (9) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- (10) （公財）山梨県下水道公社
 - ア 災害発生時の情報収集、緊急点検、緊急調査、緊急対応の策定
 - イ 緊急対応用資機材の整備、配置計画
 - ウ 関係機関との連絡調整

資料編 ○防災関係機関連絡先一覧

第5節 身延町の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

- ・位置 東経 138度54分20秒
 北緯 35度26分48秒
- ・面積 301.98km²で、山梨県の面積の6.8%を占めている。

2 地勢

平成16年9月13日に旧下部町、旧中富町、旧身延町が合併した新・身延町は、山梨県の南部に位置し、中央を北から南に日本三大急流の一つである富士川が流れ、その支流として、早川、常葉川など大小の河川が流れ込んでいる。平坦部分は富士川沿いと支流の中流域から下流域及び合流付近に広がっている。

また、富士川を挟んで東西それぞれ急峻な山岳地帯が連なっており、北にはなかとみ和紙の里、南には身延山久遠寺、東には下部温泉郷がある。

3 地質

町の地層は、新第三紀に属する複雑な構造を持っている。富士川を境にして、東には御坂層群、西には富士見山全体を構成する楢形累層が連なり、両地層群に挟まれて、富士見層群が南北に走り、それぞれの地層は断層あるいは被覆によって接し、特に富士見山逆断層の規模は大きい。

また、急峻な地形と糸魚川―静岡構造線や身延衡上断層をはじめ、大小無数の断層が走っている。このため、河川の蛇行が著しく、また河川の浸食も強く、特に台風、梅雨期などには山崩れなどによる崩壊、さらに崩壊した岩石や土砂は土石流となって下流部を襲うなど、常に自然災害の発生する危険性がきわめて大きい地域である。

このうち、富士川に合流する河川流域の一部には、液状化が想定されている地域が存在する。

4 気象

気候は概して温暖で、年平均14℃であるが、下部地域は昼夜の温度差が大きい。また、年間雨量をみると、1,500～1,800mm程度であるが、2,000mmという雨量の多い地域もある。

第2 社会的条件

1 人口

平成27年国勢調査によると、人口は12,669人で、平成12年から平成27年までの15年間で5,352人(29.7%)が減少している。

また、平成27年調査における、老年人口（65歳以上の高齢者人口）は、町の人口の42.9%を占め、県平均の28.1%を大幅に上回る水準で推移し、15年間で約1.30倍に上昇している。

また、1世帯当たりの人口の減少化に伴い、核家族化の進行がみられ、介護力の低下や要配慮者の増加が予想される。

町は、このような実態を把握し、防災面についても十分に反映させるよう、関係機関、関係団体と連携して防災対策を推進していくものとする。

年	人 口	増 減		世帯数	1 世帯 当たり人数	老年人口（65歳以上）		
		数	率			人 口	割 合	県割合
平成 7 年	人 19,570	人 —	% —	6,610	人 2.96	人 5,756	% 29.4	% 17.1
12	18,021	▲ 1,549	▲ 7.91	6,382	2.82	5,981	33.1	19.5
17	16,334	▲ 1,687	▲ 9.36	5,931	2.75	5,979	36.6	21.9
22	14,462	▲ 1,872	▲ 11.46	5,593	2.59	5,690	39.3	24.5
27	12,669	▲ 1,793	▲ 12.40	5,211	2.43	5,434	42.9	28.1

（資料）国勢調査

2 産業

かつては農林業が主体であったが、高齢化や産業構造の変化により第二次、第三次産業がこれに代わってきている。しかし、商業は、甲府市周辺の商業集積地に購買力を吸収され、地元での購買力の低下につながっている。

一方、富士見山をはじめ、すぐれた自然環境に恵まれるとともに、日蓮宗徒の聖地である身延山久遠寺への参拝客や名湯百選の一つとして選ばれている下部温泉郷等に観光客が訪れている。さらに、今後中部横断自動車道の全線開通が予定されており、観光産業に寄せる期待は大きい。

3 土地利用

町の面積は、301.98km²で、山梨県の面積の6.8%を占めている。

土地利用の状況をみると、宅地3.64km²（1.2%）、農用地4.11km²（1.3%）、森林等243.56km²（79.9%）など、約8割を森林等が占めており、宅地や農地の割合が低くなっている。

4 交通

富士川の東側をJR身延線が、西側を国道52号が南北に走るとともに、国道300号も東西に延びるなど、これらは町の主要幹線道路となっている。

近年、国道52号に加えて、国道300号に全長157mの波高島バイパスが整備されたものの、朝夕の交通混雑は解消されていないのが実情といえる。

山梨県内を南北に走る中部横断自動車道は、一部区間を残して開通しており、令和3年夏頃（予定）には中央自動車道双葉JCT～新東名高速道路新清水JCT間で全線開通されることから、重要な交通軸として期待されている。

また、国道が山に迫る箇所では土砂崩落の危険性の指摘や、雨量規制等による交通制限、さらに町道についても道幅が狭く、急傾斜の箇所も多いため、町は、今後、こうした状況を把握し、災害時の輸送ルートの確保や、防災面からの道路整備が求められている。

第6節 過去の主な災害記録

町における過去の主な災害は、次のとおりである。

なお、今後も文献等により過去の災害被害記録の収集を行い、必要な記録を追加する。

○過去の主な災害

1 主な地震災害

災 害 発 生 日	被 害 状 況
1703（宝永4）. 11. 23	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854（嘉永7）. 11. 4	朝五ツ半時東海・東山・南海諸道に大地震、甲州各地に激甚な被害を与える。 （安政大地震M8.4）（温恭院殿御実記）
1918（大正7）. 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震（M6.3）、谷村、鰍沢等に被害
1923（大正12）. 9. 1	関東大地震（M7.9甲府地震6）、県内死者2名、負傷者116名、全壊1,761戸、半壊4,992戸、地盤の液状化現象3ヶ所
1944（昭和19）. 12. 7	東南海地震（M7.9）、で甲府にも被害
2011（平成23）. 3. 15	静岡県東部の地震（切石震度5弱）、町内全域で被災、一部破損（住家11戸、非住家2戸）、西嶋下共同墓地の墓石倒壊多数、石垣一部崩落（住宅敷地内）2件、ゲートボール場石垣一部崩落1件

2 町内における主な地震災害

災害区分	災害発生日	被 災 地 域	被 害 状 況
地震	平23. 3. 15 静岡県東部の地震 （切石震度5弱）	町内全域	一部破損（住家11戸、非住家2戸）、西嶋下共同墓地の墓石倒壊多数、石垣一部崩落（住宅敷地内）2件、ゲートボール場石垣一部崩落1件

3 主な一般災害

災害区分	災害発生日	被 災 地 域	被 害 状 況
水 害	明40	常 葉 川 沿 岸 地 域	田畑流失3.6ha
火 災	昭6. 1. 24	栃代川流域（和名場）	全焼9戸
水 害	昭20. 10. 5	下 部 川 沿 岸 地 域	家屋流失5戸
水害（崖くずれ）	昭20. 10. 5	三沢川流域（奥 杯）	死者6名、重傷4名、全壊7戸
火 災	昭25. 2. 11	栃代川流域（栃 代）	全焼9戸
〃	昭32. 3. 23	夜 子 沢 地 内	全焼10戸、半焼2戸
水 害	昭34. 8. 13 台風7号	身 延 地 区 全 域	死者1名、重傷者3名、全壊18戸
〃	昭34. 8. 14	中 富 地 区 全 域	死者4名、重軽傷7名、全壊21戸、焼失11戸、半焼30戸、床上浸水332戸、床下浸水301戸、田畑の流失109ha、道路の欠壊132箇所
風 水 害	昭34. 9. 15 台風15号	身 延 地 区 全 域	全壊57戸、半壊95戸
水 害	昭34. 9. 26	中 富 地 区 全 域	重軽傷4名、全壊49戸、焼失1戸、半壊214戸、田畑の流失11ha、道路の欠壊33箇所

火 災	昭38. 4. 15	寺沢日向南沢（石畑）	全焼27戸、半焼2戸（り災世帯23世帯106名）、 負傷者12名（消防8名）
水害（崖くずれ）	昭41. 9. 25	下部川下流（下 部）	死者6名、重傷4名、全壊15戸
水 害	昭41. 9. 26 台風26号	身 延 地 区 全 域	死者3名、重傷者3名、全壊24戸、半壊30戸
〃	昭41. 9. 27	中 富 地 区 全 域	死者2名、重軽傷4名、全壊13戸、半壊64戸、 一部破損51戸、田畑の流失29ha、道路の欠壊98 箇所
〃	平3. 9. 19	常 葉 川	不明1名
〃	平16. 10. 9	町 内 全 域	住家（全壊1戸、一部破損1戸、床下浸水1 戸）
〃	平23. 9. 21 台風15号	町 内 全 域	床上浸水24戸、床下浸水25戸、町道9本、河川 2本、林道12本、農地関連施設21箇所（町管理 分・道路決壊、土砂災害等）他
雪 害	平26. 2. 14	町 内 全 域	本庁舎 積雪量 89.5cm、一部破損31戸

第7節 本町で予想される災害

第1 風水害等災害

風水害等により想定される災害に対する予防と対策については、次のとおりである。

1 山地の災害予防

本町の地勢、地質、地盤等の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに住民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、崩壊防止工事の実施等、関係機関と緊密な連絡を保ち鋭意適切な予防措置に努めるものとする。

また、森林整備事業や治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、県は平成24年度から森林環境税等を導入し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していくこととしており、町は県の事業の協力を努める。

2 河川対策

本町には、富士川、その支流として常葉川、早川など、大小の河川が流れ込んでいる。これらの河川は、住民の生活基盤及び農業用水、防火用水など多様な機能をあわせ持っているが、流域の開発などにより、梅雨期等には流量の増水や氾濫のおそれがある。

このため、河川改修を含めた総合的な対策が課題となっている。

町は、洪水など災害から住民を守り、住民が安心して生活できるようにするため、中小河川や農業用水路における過去の水害や溢水の可能性を把握し、改修など適正な管理に努めるとともに、雨量観測所、水位観測所からの情報収集体制の確立を図るものとする。

また、重要水防区域にある河川についても河川改修に努めるものとする。

3 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し水害による被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の公表、指定が河川管理者（国・県）によりされている。

浸水想定区域の指定・公表に基づき、町では洪水ハザードマップを作成し、洪水予報や避難情報の伝達方法や避難所等の水害に対する避難措置について、住民への周知徹底を図る。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。それとともに、よりきめ細やかな対応が図れるよう、浸水想定区域内の高齢者等が利用する要配慮者施設に対し状況に応じ洪水予報等の伝達を行う。

4 砂防対策

(1) 土石流対策

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一旦土石流が発生すると、両岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土

砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本町にも資料編に掲載のとおり土石流危険渓流として指定された危険渓流があり、今後も砂防事業の促進を県に要望していくものとする。

(2) 地すべり対策

本町には、資料編に掲載のとおり、地すべり危険区域等があるため、町は県と協力してこうした区域等の点検を実施するとともに、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり指定区域については、より一層の監視を強化するものとする。

5 急傾斜地崩壊防止対策

本町は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いため、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。このため、県と連携して次の対策を推進する。

6 警戒・避難対策計画の策定

町は、県の指導を得て、土砂災害警戒区域についての警戒・避難対策計画を策定するものとする。策定にあたっては、次の事項に考慮する。

- (1) 土砂災害警戒区域の指定の促進
- (2) 避難収容施設の整備
- (3) 住民等への周知
- (4) 避難路の設定
- (5) 地域住民の避難誘導體制

第2 地震災害

1 想定される地震

身延町に被害を及ぼす地震としては、次の3種類の地震が想定される。

- 南海トラフ地震及び首都直下地震
- 南関東直下プレート境界地震
- 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震

(1) 南海トラフ地震及び首都直下地震

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。なお、平成24年8月29日に公表された報告では、本町の最大震度は6強と想定されている。この想定は、平成17年度に公表された東海地震の最大震度の想定（震度7）より低い震度であるものの、大規模な被害が想定されていることは間違いない。

そのため、町では、県その他関係機関との協力のもと、これまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づき平素から地震防災対策を進める。

なお、首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されていないものの、近隣の南都留郡富士河口湖町、静岡県富士宮市が同区域に指定されていることから、本町においても、首都直下地震を念頭に置いた対策を検討する。

(2) 南関東直下プレート境界地震

南関東地域で相模トラフ沿いのプレート境界で発生が予想される地震。設定地震モデルとして、山梨県、神奈川県を震源とした地震を設定した。

(3) 活断層による地震

ア 釜無川断層地震

山梨県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震

イ 藤の木愛川断層地震

山梨県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置し、地震発生により山梨県に及ぼす被害が大きいと予想される地震

ウ 曾根丘陵断層地震

甲府の近くに位置し、地震発生により甲府に被害を及ぼすと考えられる地震

エ 糸魚川―静岡構造線地震

日本を代表する活断層であり、この断層は身延町を縦断している。この断層が動くことにより、かなり大きな規模の地震発生が予想され、山梨県に被害を及ぼすと予想される地震

オ 身延断層地震

大きな地震被害が想定される東海地震の想定震源域北端に位置し、大規模な山体崩壊など、身延地域に大きな被害を及ぼすと予想される地震

なお、町内には、この構造線の一部と考えられる曙逆断層（富士見山断層）の存在も明らかにされている。

- ・活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から1万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。
- ・調査対象とした断層は、発生した場合山梨県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

2 被害想定（東海地震）

山梨県は、すでに平成8年3月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を発表し、①東海地震、②南関東直下プレート境界地震、③山梨県内及び県境に存在する活断層による地震——に関する被害想定をまとめている。

しかし、東海地震については、平成13年12月に国の中央防災会議（内閣府）が①新たな想定震源域や想定震度分布の公表、②強化地域の見直し・再指定、③東海地震対策大綱の策定——などを実施したことから、これらの経緯・動向を踏まえて、県は新たに平成17年5月に「平成17年山梨県東海地震被害想定調査報告書」を発表した。

したがって、被害想定については、この平成17年の被害想定調査報告書を分析することとした。

(1) 平成17年東海地震被害想定概要

県が公表した「平成17年山梨県東海地震被害想定調査報告書」は、平成15、16年度の2箇年計画で実施した被害想定調査をまとめたもの。

この報告書によると、県内でマグニチュード8.0規模の地震が発生すると、県全体では、人的被害が最も大きい場合、死者は371人に上り、けが人も6,000人を超すと想定されている。また、強い揺れや液状化による建物の全壊・半壊も37,800棟を超すとしている。

一方、身延町の場合には、人的被害が最も大きい時間帯が東海地震の予知情報がない場合の冬の朝5時で死者の数は88名、けが人（重軽傷者）については734名と想定されている。

また、強い揺れや液状化による建物の全壊・半壊は3,600棟を超すとしている。さらに地震発生1日後に避難生活を強いられる人は4,700人を超えると想定されており、避難所不足への対応が必

要になってくる。

町は、この被害想定を踏まえて、パンフレット、ホームページなどを活用して①防災対策の具体化、②町民に対する防災意識の高揚、減災への取り組みの啓発——などを図るものとする。

ア 調査の前提条件

被害想定的前提条件は、次のとおり。

想定地震	東海地震（マグニチュード8.0）
想定の子節	①冬の朝5時 ②春秋の12時 ③冬の夕方18時
東海地震予知情報	①予知なし（予知情報がなく突発で地震が発生） ②予知あり（予知情報により警戒宣言が発令された場合）

※中央防災会議が平成13年に東海地震の想定震源域の見直しを行っており、その新しい想定震源断層モデルによるものを前提とした。

イ 被害想定調査の主な内容

被害調査の主な内容は、次のとおり。

- （ア） 地震動・液状化
- （イ） 斜面崩壊等
- （ウ） 建物被害
- （エ） 火災
- （オ） ライフライン
- （カ） 人的被害
- （キ） 生活支障

（2） 被害想定結果

ア 地震動・液状化

町の中央部から南部にかけて震度6強が見られ、一部地域で震度7が想定されている。逆に、北部では震度6強、震度5強が分布するが、広範囲にわたって震度6弱が想定されている。

液状化については、市川三郷町の町境から中央部を通過して南部町の町境まで、富士川流域に液状化が見られ、「極小」と想定されている。

イ 地震時の斜面崩壊・地すべり

本町には、ほとんど全域で斜面崩壊が想定されている。危険性がもっとも高い「Aランク」の箇所が205箇所ある。

一方、地すべり危険度については、危険性の高い「Aランク」が11箇所、「Bランク」は17箇所が想定されている。町の北部及び南部で危険箇所が見られ、特に北部に集中している。

（箇所数）

	Aランク	Bランク	Cランク	合 計
斜面崩壊危険度	205	106	8	319
地すべり危険度	11	17	0	28

Aランク…危険性が高い

Bランク…危険性がある

Cランク…危険性が低い

また、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数を見ると、全県で全壊棟数が549棟であるのに対して、身延町はこのうち約44%に当たる241棟が

全壊し、これは全県で一番被害を受けると想定されている。

同様に、半壊棟数についても、全県で1,320棟のうち、身延町は571棟（約43%）となっており、県内でも最も被害を受けると見られている。

(棟数)

	全 壊	半 壊	合 計
斜面崩落による被害	241	571	812

このため、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の全箇所において対策工事が施工された場合に、身延町では斜面崩落による被害は全壊棟数が27棟、半壊棟数が76棟と大幅に減少するという結果が出ている。

ウ 建物被害

県全体における建物棟数は約35万4,000棟であり、身延町は8,362棟となっている。

町の建物被害を見ると、揺れによる全壊が1,300棟、半壊が2,332棟で、揺れ・液状化による全壊率が15.8%、半壊率28.4%となっており、県全体では南部町に次いで被害が多いと想定されている。

しかし、すべての建物が耐震補強・建替えが行われ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合には、揺れによる全壊棟数は1,300棟から311棟に減少すると想定している。

したがって、建物の耐震補強等は、一朝一夕には進まないが、着実に耐震化対策を実施することで大きく被害を軽減できることを示唆している。

(棟数)

	全 壊	半 壊	合 計
揺れによる被害	1,300	2,332	3,632
液状化による被害	19	41	60
斜面崩落による被害	241	571	812

エ 出火・焼失

予知がある場合には、火気器具や電気器具等の使用が差し控えられるため、出火件数・焼失棟数とも被害は少ない。

しかし、予知がない場合には、冬18時は暖房器具、調理器具が最も利用される時間帯であるため、出火件数、焼失棟数とも被害が多く発生することが想定されている。

	予知なし			予知あり
	冬5時	春秋12時	冬18時	
全出火件数(件)	2	4	15	1
焼失棟数(棟)	5	10	36	5

オ ライフライン施設の被害

(ア) 上水道

上水道施設における断水率を見ると、需要家数5,702戸の98.8%に当たる5,634戸が発災直後断水被害を受けると想定され、断水被害を受けないのは68戸となっている。

また、発災1日後では5,119戸（89.8%）、発災後1週間の断水戸数は3,799戸（66.6%）と想定されており、地震が発生して1週間経過しても半数以上が断水被害を受けることになる。したがって、給水対策が必要になってくる。

こうした、上水道施設の復旧については、全県で見ると、約1箇月を要すると想定している。しかし、東海地震のような広域的な地震災害の場合には、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に進まない可能性があることから、より長期化するおそれもあるとしている。

本町の場合も、全域が復旧するまで長期化することが予想されることから、上水道施設対策が必要になってくる。

需要家数 (戸)	断水率 (%)				断水需要家数 (戸)			
	直後	1日後	2日後	7日後	直後	1日後	2日後	7日後
5,702	98.8	89.8	89.5	66.6	5,634	5,119	5,103	3,799

(イ) LPガス

LPガス需要家数6,382戸のうち、全体の44.1%に当たる2,815戸が使用不能となる。復旧日数としては、都市ガスの約1箇月に比べて早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定している。

需要家数 (戸)	供給停止 (要点検) 需要家数 (戸)	供給停止率 (%)
6,382	2,815	44.1

(ウ) 電力

停電需要家数は、全需要家数の89.5%に当たる8,373口と想定されるが、復旧は他のライフラインに比べて早く、全県的な復旧日数は約5日程度となっている。

需要家 契約口数	停電率 (%)	停電需要家 契約口数
9,353	89.5	8,373

(エ) 電話

加入件数8,620件のうち1,583件に機能障害がある。しかし、一般電話については、輻輳の問題もあるため数日間はおかしくなる状況になると考えられる。

また、一般電話の全県的な復旧は約1週間を要すると想定される。

一方、携帯電話についても、一般電話と同様に輻輳が原因で利用が困難となる状況が考えられている。しかし、東日本電信電話による災害用伝言ダイヤル(171)や各携帯会社による災害用伝言板サービス等の運用が災害時における安否確認情報などに大きな効果を発揮すると考えられる。

加入件数	通話機能支障率 (%)	通話機能支障件数
8,620	18.4	1,583

(オ) 下水道

処理区域人口4,338人のうち下水道機能支障人口は31人で被害率は0.7%と想定されており、全県的な復旧日数は約1箇月と見られる。

処理区域人口	機能支障人口	被害率 (%)
4,338	31	0.7

カ 交通障害

(ア) 道路

本町には、震源に近い国道52号線、300号線が走っており、これらの路線の一部区間で、極め

て大規模な被害が発生する可能性がある。また、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重大な影響が発生する可能性がある」と想定している。

特に、本町以南では国道52号線による甲府方面からのアクセスや国道300号線、国道139号線による富士吉田市方面からのアクセスも困難となることから本町は孤立する可能性がある」と想定している。

(イ) 鉄道

身延線沿線では、震度6強以上となることから、大規模な被害が発生する可能性があり、多くの区間で運行が困難となる。このため、通勤・通学者や観光客等の多くの帰宅困難者が発生すると想定している。また、緊急輸送にも重大な影響が発生する可能性がある。

(ウ) 河川

富士川などの河川では、斜面崩壊の影響を受けて、河道閉塞が発生する可能性や増水時と重なった場合には土石流に発展する危険性もある。また、過去に何度も発生した箇所は今後も危険性が高い。

キ 人的被害

(ア) 死傷者

身延町の推定人口は、昼間(9時～18時)人口が18,040人、夜間人口が18,021人となっている。

これを基に、人的被害を見ると、予知がない場合の冬5時のケースでの被害が多く、「建物被害・火災・斜面崩壊」による死者は88名で、死者数は、全県で最も多くなっている。

予知がある場合でも冬5時のケースが最も被害が多い。また、死者数も全県で最も多くなっている。

	予 知 な し								
	冬5時			春秋12時			冬18時		
	死者	重傷者	軽傷者	死者	重傷者	軽傷者	死者	重傷者	軽傷者
建 物 被 害	70	63	569	32	49	440	30	47	419
火 災	1	1	1	1	1	1	2	2	5
斜 面 崩 壊	17	29	71	15	25	61	14	24	58
合 計	88	93	641	48	75	502	46	73	482

	予 知 あ り								
	冬5時			春秋12時			冬18時		
	死者	重傷者	軽傷者	死者	重傷者	軽傷者	死者	重傷者	軽傷者
建 物 被 害	26	24	219	12	19	169	11	18	161
火 災	1	1	1	1	1	1	1	1	1
斜 面 崩 壊	6	10	25	5	9	21	5	8	20
合 計	33	35	245	18	29	191	17	27	182

一方、地震対策が進んだ場合の人的被害を見ると次のとおりであり、対策前と比べるとかなり被害を軽減することができることが想定されている。

したがって、①建物の耐震補強・建替えによる耐震化、②斜面の対策工事の実施、③家具転倒防止器具の設置——などの対策が必要といえる。

予 知 な し		
5時	12時	18時

死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
15	19	145	9	16	113	10	16	111
予 知 あ り								
5 時			12時			18時		
死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数	死者数	重傷者数	中等傷者数
6	8	56	4	6	43	4	6	41

(イ) 要救助者

倒壊・崩壊した建物内からの要救助者数を見ると、最大ケースの冬朝5時（予知なし）の場合、全県の要救助者数は、身延町、南部町、甲府市、富士吉田市を中心に、約2,000人（木造・非木造合計）と想定され、また、予知ありの場合、冬朝5時では約750人（同）と想定される。

このうち、身延町の場合には、予知なしのケースで508人（同）、予知ありのケースで188人（同）となっており、予知なし・予知ありとも全県で最も要救助者が多くなっている。

このため、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高いため、木造建物での救助事象を中心に、住民の共助活動が望まれる。

	冬5時			春秋12時			冬18時		
	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
予知なし	483	25	508	247	65	312	236	62	298
予知あり	178	10	188	91	25	116	87	24	111

ク 生活支障

(ア) 滞留旅客・帰宅困難者

東海地震の発生や警戒宣言の発令により交通機関が停止することが予想される。このため、観光地等は滞留旅客・帰宅困難者が発生する。

峡南圏域内の身延山・下部温泉周辺では、観光客等の多い4月、5月、8月に多くの滞留旅客・帰宅困難者が発生する。昼間発災の場合で4月が11,238人、5月が2,699人、8月が2,273人と想定される。

(人)

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
昼間（10時～18時）発災の場合	1,207	614	1,177	11,238	2,699	1,633
夜間（18時～翌10時）発災の場合	436	261	448	576	798	665
	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月
昼間（10時～18時）発災の場合	1,612	2,273	1,424	1,487	1,844	630
夜間（18時～翌10時）発災の場合	779	854	537	540	570	328

(イ) 医療機能支障

本町の医療施設の現況は、一般病院が2箇所、有床診療所1箇所、無床診療所12箇所となっており、平常時の空床率は8％である。平常時の在院患者等を含めて地震発生時にはこれらの医療施設で負傷者等の医療に対応することになる。

医療施設数			病 床 数		1日当たりの 在院患者数	1日当たりの 外来患者数	平常時の空 床率 (%)
一般病院	有床診療所	無床診療所	一般病院	一般診療所			
2	1	12	111	7	109	414	8

一方、医療需給過不足数を見ると次のとおりである。

対応可能 入院重傷 患者数	要転院 患者数	重傷者数＋ 病院死者数 (5時)	対応可能外 来患者数	軽傷者数 (5時)	医療需給過不足数		患者受入倍率	
					入院患者 対応	外来対応	入院患者 対応	外来対応
4	29	181	193	641	-206	-448	52.50	3.32

要転院患者数（地震発生時に医療機関の施設・設備の損壊やライフライン被害による機能支障などによって、転院を余儀なくされる従前患者数）は、29人と想定している。

また、地震発生後に、どれだけの負傷者（重軽傷者）を受け入れることができるかという医療機関の対応能力を見た場合に、206人の負傷者が入院できないと想定している。同様に外来の患者数448人に対しても処置等の対応が困難と想定している。

したがって、現状の医療体制では負傷者への対応が困難となる可能性があり、他医療圏の医療機関に搬送する必要があるといえる。

(ウ) 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後7,337人、1週間後で11,950人、1箇月後で2,774人と想定される。

こうした住居制約者数に対する食料需要量については、『住居制約者数（発災1日後）＝食料需要者数』と考え、1人1日3食を前提にすると、1日当たり22,011食が必要になると想定される。

		避難所生活者数	避難所外避難者数	住宅制約者数（合計）
発災1日後	人	4,769	2,568	7,337
	世帯	1,689	910	2,599
発災1週間後	人	7,767	4,183	11,950
	世帯	2,751	1,481	4,232
発災1月後	人	1,803	971	2,774
	世帯	639	344	983

一方、地震発生から3日間までの飲料水の需要量を見ると、発災当日で53トン、2日目49トン、3日目48トンの飲料水が不足すると想定される。

町としては、食料をはじめ、飲料水等の備蓄対策を進めるとともに、住民に対しても非常持ち出し品、飲料水などの備蓄を推進する必要がある。

(エ) 仮設トイレ需要量

町の必要な仮設トイレは、発災1日後で39基、1週間後50基と想定されている。町は仮設トイレを16基。不足分を補うための簡易トイレを187セット備蓄している。

仮設トイレ需要量（基）		仮設トイレ備蓄数（基）	仮設トイレ過不足数（基）	
1日後	1週間後		1日後	1週間後
39	50	16	-23	-34

(オ) がれき発生量

建物の倒壊や焼失による被害等によって、138.6トンの住宅・建築物等のがれきが発生すると想定される。

(重量：千トン)

木造被害	非木造被害	焼 失	合 計
109.3	28.5	0.8	138.6

3 南海トラフ地震及び首都直下地震対策

本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。なお、平成24年8月29日に公表された報告では、本町の最大震度は6強と想定されている。この想定は、平成17年度に公表された東海地震の最大震度の想定（震度7）より低い震度であるものの、大規模な被害が想定されていることは間違いない。

そのため、町では、県その他関係機関との協力のもと、これまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づき平素から地震防災対策を進める。

なお、首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されていないものの、近隣の南都留郡富士河口湖町、静岡県富士宮市が同区域に指定されていることから、本町においても、首都直下地震を念頭に置いた対策を検討する。

4 富士山火山災害

(1) 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、おおむね過去1万年以内に噴火した証拠がある火山又は活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111個の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので、活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

(2) 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民や観光客等の生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

(3) 富士山の現況等

ア 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約500km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

イ 富士山の活動史

(ア) 富士山は、約30万年前から20万年前までに活動した“小御岳火山”（※1）、約10万年前から1万年前まで活動した“古富士火山”（※2）と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”（※3）に区分されている。“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴

火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期（噴火ステージ）に分類できる。

※1 小御岳火山の時代—約30～20万年前。

現在の富士山よりやや北側に小御岳火山が誕生した。

※2 古富士火山の時代—約10万年前に小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。

爆発的な噴火を繰り返した。少なくとも4回の山体崩壊を発生させた。

※3 新富士火山の時代—約1万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始。

新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約1万年前～8千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。

新富士火山の主な噴火ステージ

宮地（1988）に基づく

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ1	約11,000年前～ 約8,000年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ
ステージ2	約8,000年前～ 約4,500年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
ステージ3	約4,500年前～ 約3,200年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
ステージ4	約3,200年前～ 約2,200年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ5	約2,200年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

（イ） 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観6～7年（864～865年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年（1707年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

「郷土史年表」等による富士山の主な災害は次のとおりである。

富士山における災害の歴史

800（延暦19.4～）	富士山大噴火、大量の火山灰を噴出（日本紀略）
864（貞観6.5～）	富士山大噴火、溶岩流が本栖湖を埋める。（貞観大噴火）（三代実録）
1083（永保3.2.28）	富士山大噴火（扶桑略記）
1435（永享7.1.30）	富士山に山炎が確認（王代記）

1559（永禄2.2）	この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す。（妙法寺記）
1572（元亀3.2）	上吉田村（現富士吉田市）、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う。（新地割付帳）
1707（宝永4.11.23）	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する。（宝永大噴火）
1951（昭和26.3.6）	富士山麓に大雪代発生し、忍野村50年来の大被害
1954（昭和29.11.27～28）	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者15人
1980（昭和55.8.4）	富士山で大落石事故、死者12人

ウ 富士山における噴火の特徴

“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- （ア） 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- （イ） 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- （ウ） 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- （エ） 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

（4） 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

ア 想定火口範囲

国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示されたとおり、約3200年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域を噴火する可能性のある範囲とし、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にはあらかじめ避難する必要がある危険地域とする。

イ 想定される火山現象とその危険性

（ア） 想定される前兆現象

火山性地震	火山体及びその周辺で起きる震源が浅い地震。マグマの動きや熱水の活動等に関連して発生するものや、噴火に伴うものもある。 多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれもある。
火山性微動	地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。 火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。
山体膨張	山体の一部が膨張する現象である。
噴気	火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもある。

（2） 代表的な火山災害事象の解説

溶岩流	1,000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い早さである。
-----	--

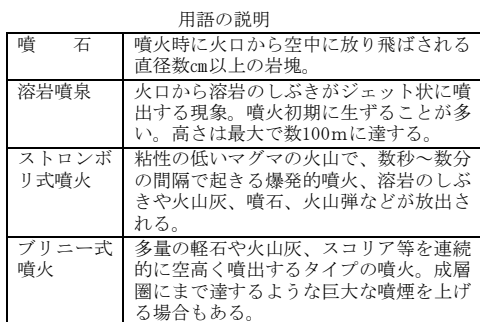
降灰	細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。
噴石	噴火時に火口から放り飛ばされる直径数cm以上の岩片を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2km以内は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるため危険である。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数cmの軽石が到達した。
火砕流・火砕サージ	高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は焼失し、人は死傷する。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。
融雪型火山泥流	雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
降灰後の降雨による土石流	山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
岩屑なだれ	山の一部分が崩れて大きな塊となって、雪崩のように高速で流れてくる。 富士山では、約2900年前に御殿場方面に崩れたことや、さらに昔にも複数回あった可能性があるとの記録がある。 広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。
雪泥流	雪代・スラッシュ雪崩ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。
水蒸気爆発	熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。
火山ガス	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。
空振	噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要である。

洪水氾濫	川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水が起こる現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。
津波	山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

(5) 避難計画

ア 噴火の概略シナリオ

富士山で起こりうる噴火について、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではないが、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示された噴火のシナリオを標記する。



- 3200年前以降の富士山における火山活動で実績として確認されている事例
 - ◎ 厳密な証拠はないが、ほぼ確実に発生していたと予測される事例
 - 富士山での実績は知られていないが、他火山の例などから発生が考えられる事例
- 注意)
- 1) 噴火割れ目が大きくなった場合や複数の噴火口から噴火した場合、「山頂や山腹の高いところ」と「山腹の低いところ」の両方で同時に噴火する場合があります。
 - 2) 火砕流の湖流入時の二次爆発、プリニー式噴火による二次的溶岩流等の可能性があります。
 - 3) 噴火様式が変化し、プリニー式噴火からストロンボリ式噴火に移行するような場合もあります。
 - 4) 水蒸気爆発に伴って、火砕サージが発生する可能性があります。

〔身延町防災〕

イ 防災計画が対象とする火山現象と影響想定範囲

(ア) この計画は、次の火山現象を対象とする。

- ① 火口形成
- ② 火砕流・火砕サージ
- ③ 噴石
- ④ 溶岩流
- ⑤ 融雪型火山泥流
- ⑥ 降灰
- ⑦ 降灰後の降雨による土石流

(イ) 各火山現象の影響想定範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書及び「富士山火山広域避難計画（平成29年3月）」（以下「広域避難計画」という。）で示された範囲とし、その影響想定範囲を図1から図5に示す。

図1 「想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア」

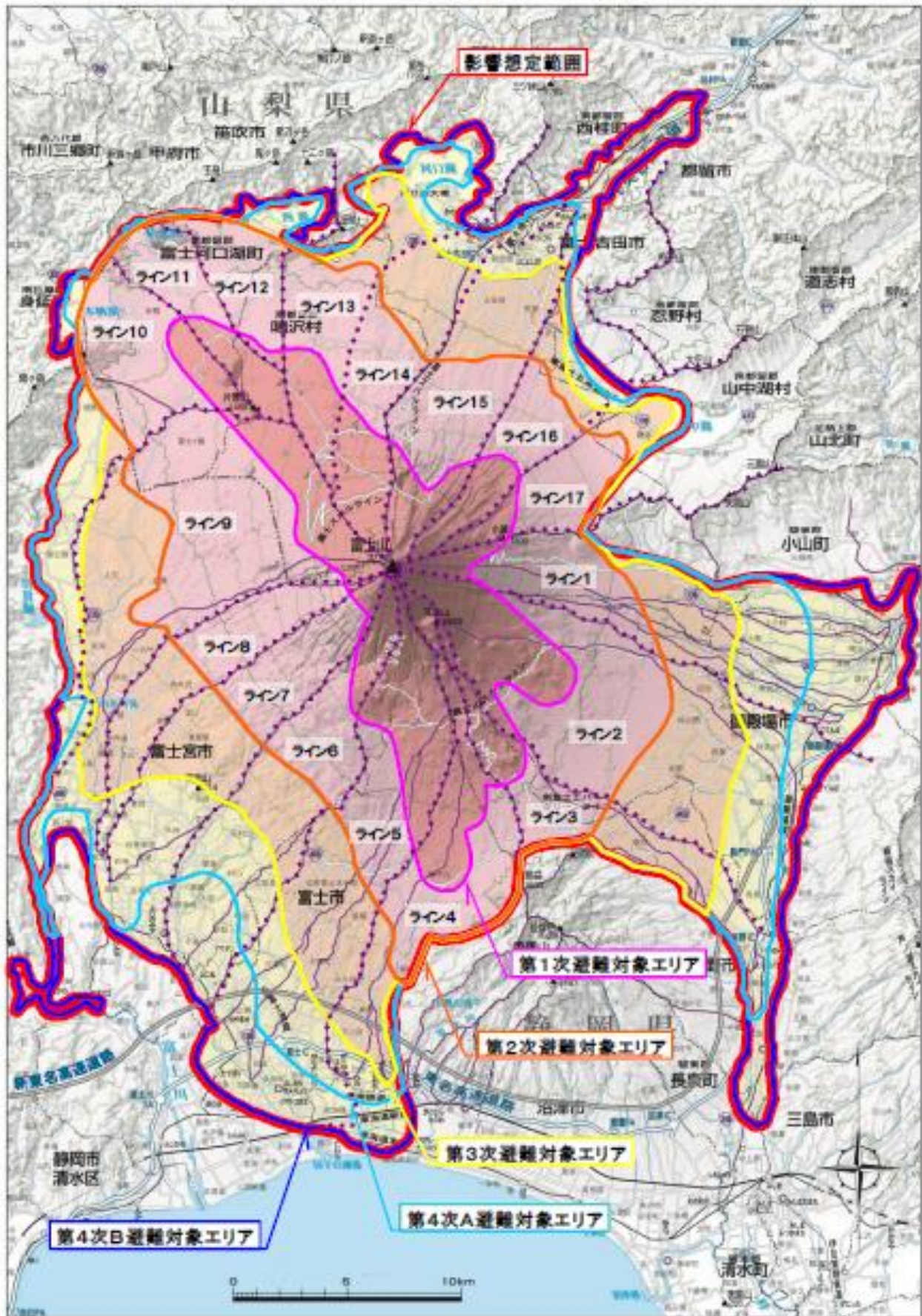


図2 「融雪型火山泥流の影響想定範囲」

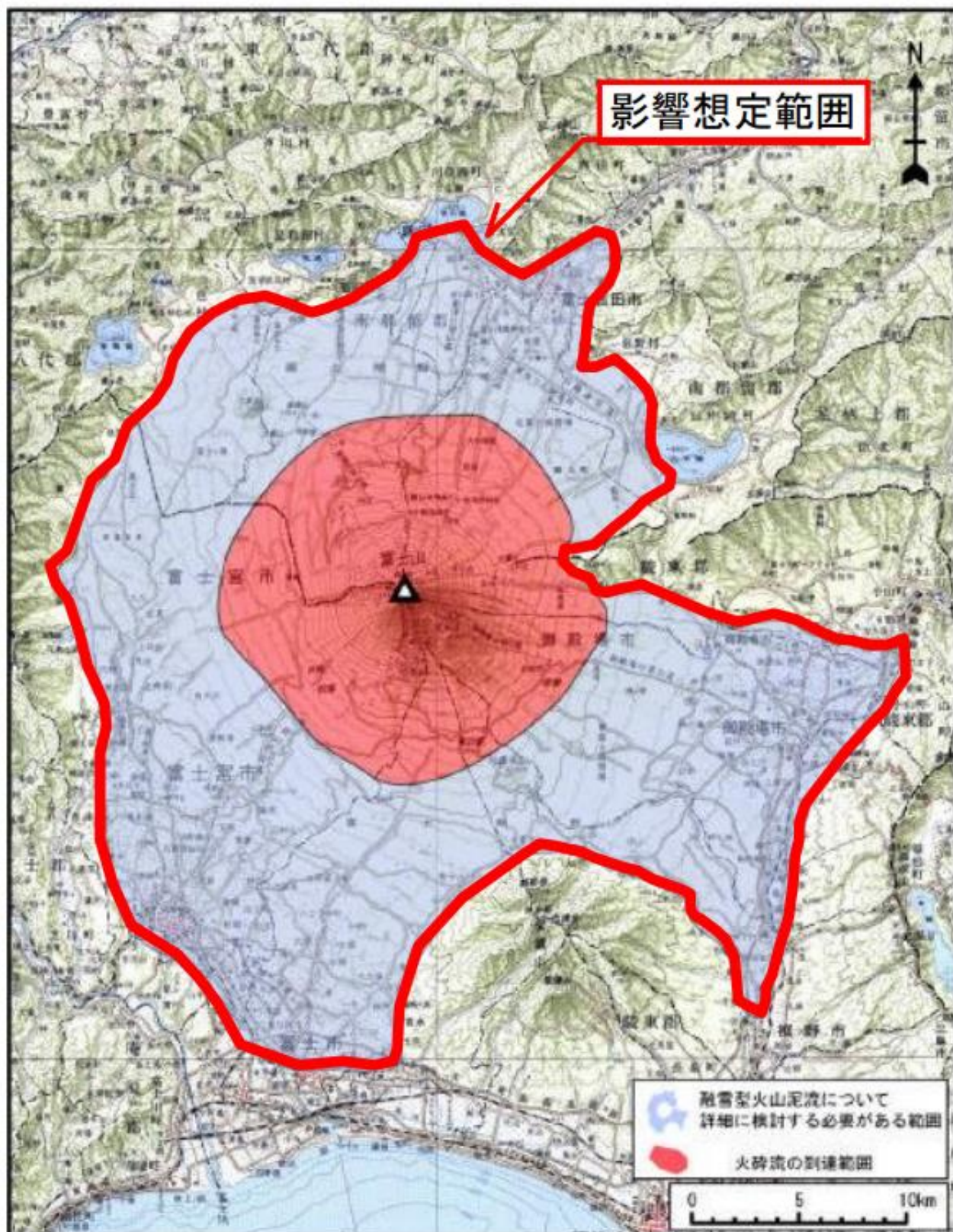


図3 「降灰後土石流の影響想定範囲」

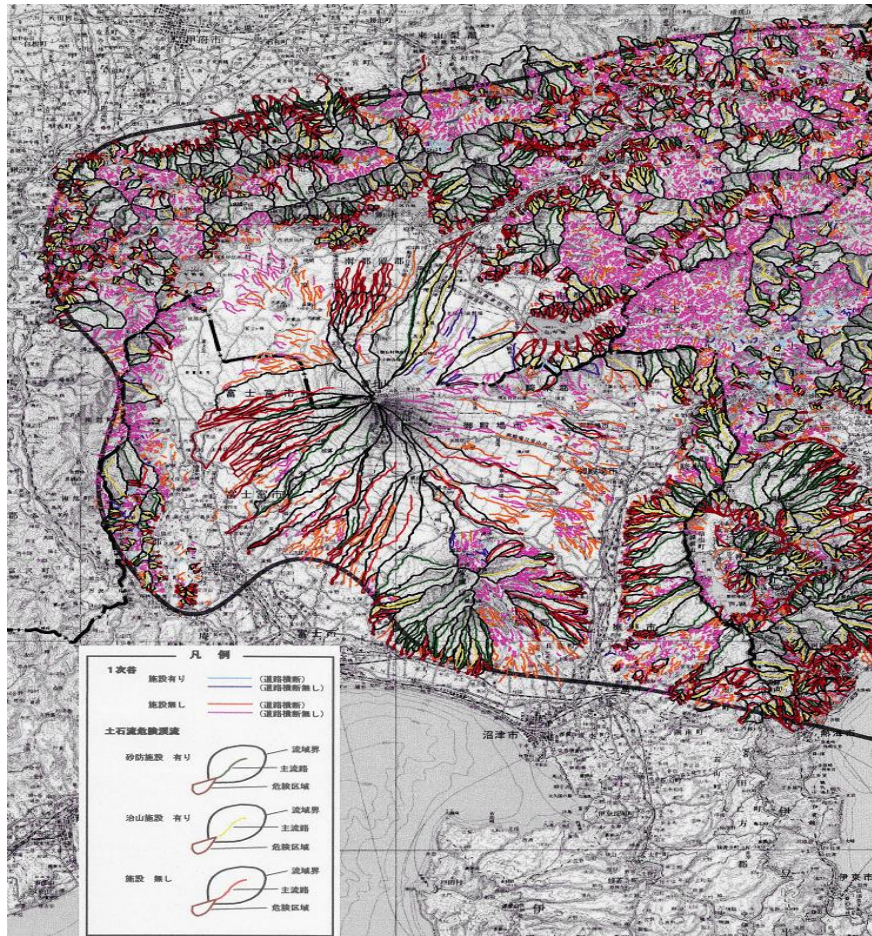


図4 「降灰の影響想定範囲」

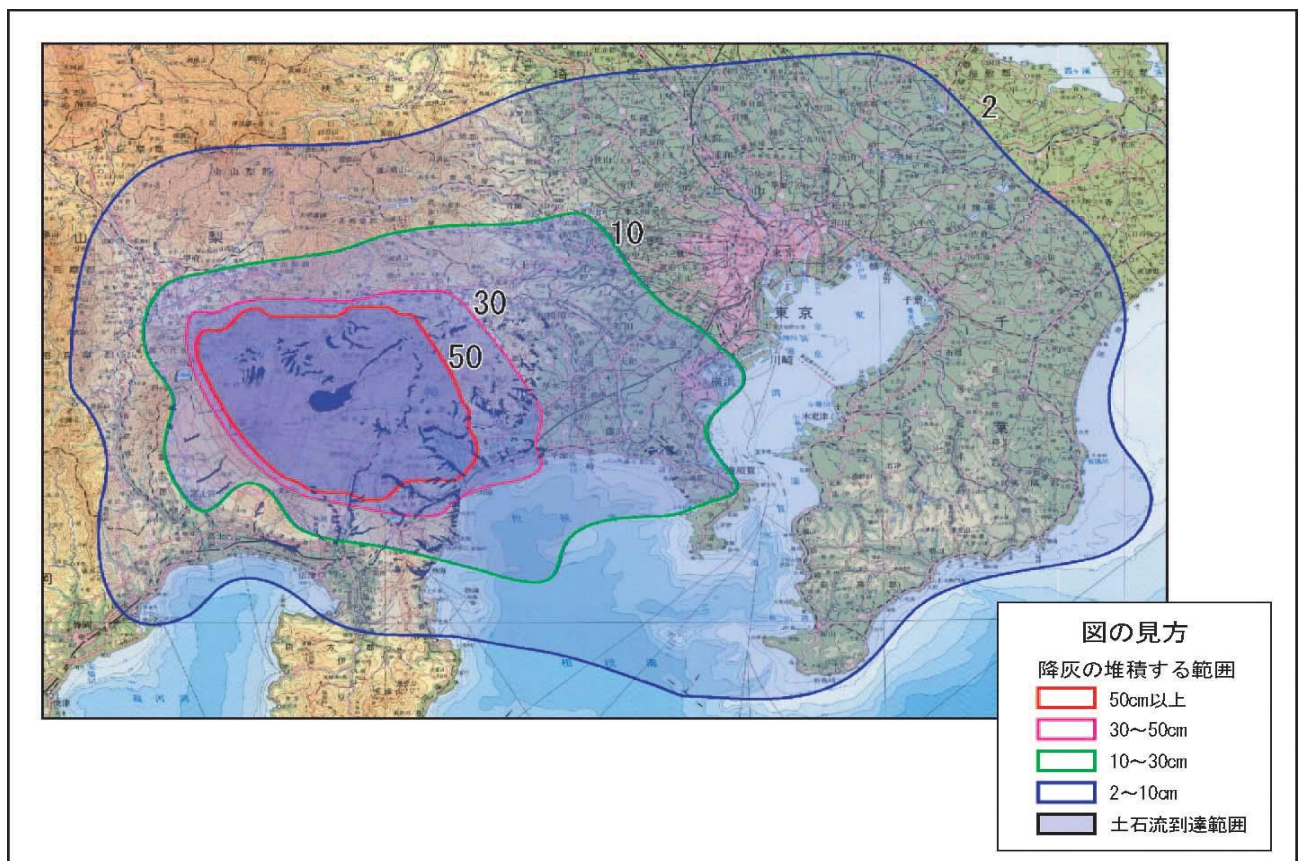
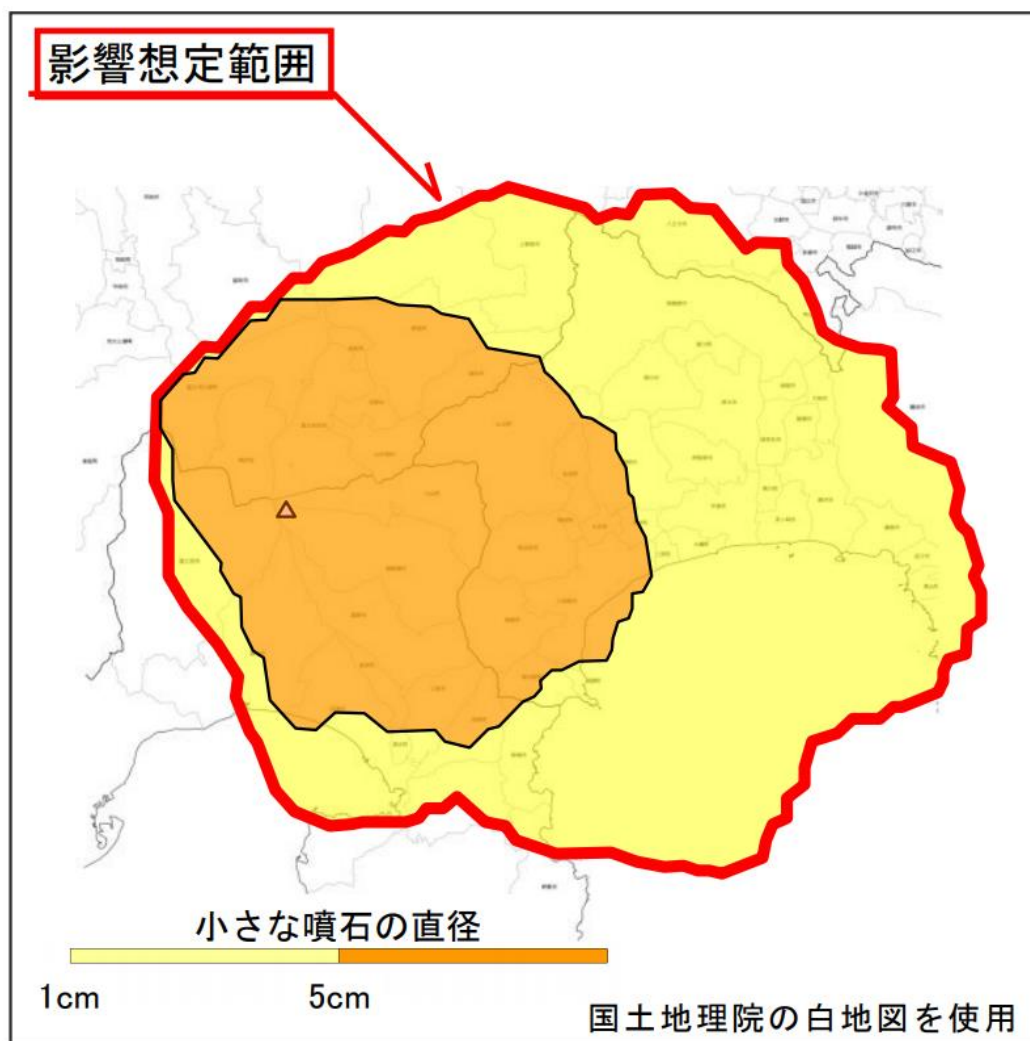


図5 「小さな噴石の影響想定範囲」



(3) 広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象	説明
火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)到達範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間ー24時間)到達範囲
	第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間ー7日間)到達範囲
	第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間ー約40日間)到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲(シミュレーション結果等により流下が想定される部分)
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲 (降灰堆積深2cm以上)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲※1※2※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲※2
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

ウ 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、段階的に避難準備や避難を行う。

(ア) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
		火砕流、大きな噴石									
		火口形成									
		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次A避難対象エリア	第5次B避難対象エリア					
噴火前	3	避難準備・避難 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】 避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—
	5	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—	—	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難	避難準備 避難準備 避難準備	—	—
噴火開始直後		避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【必要なライン】	避難準備 避難 入山規制 【必要なライン】	—	避難 避難 避難 【必要な範囲】	【降灰可能性マップの範囲】 避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

※上段：一般住民 中段：避難行動要支援者 下段：観光客・登山者

(2) 噴火開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流					降灰		小さな噴石	降灰後土石流	
	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次A避難対象エリア	第5次B避難対象エリア		避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	降灰域内の避難対象エリア
現象の発生	溶岩流の流下の場合					火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合	
				※A	※A					※B
噴火開始後	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	降灰シミュレーション (気象庁作成)の範囲 等を参考に設定 避難 避難 避難 屋内退避 屋内退避 屋内退避		屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により) 避難準備/避難 (降雨により)

※A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合

※B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合

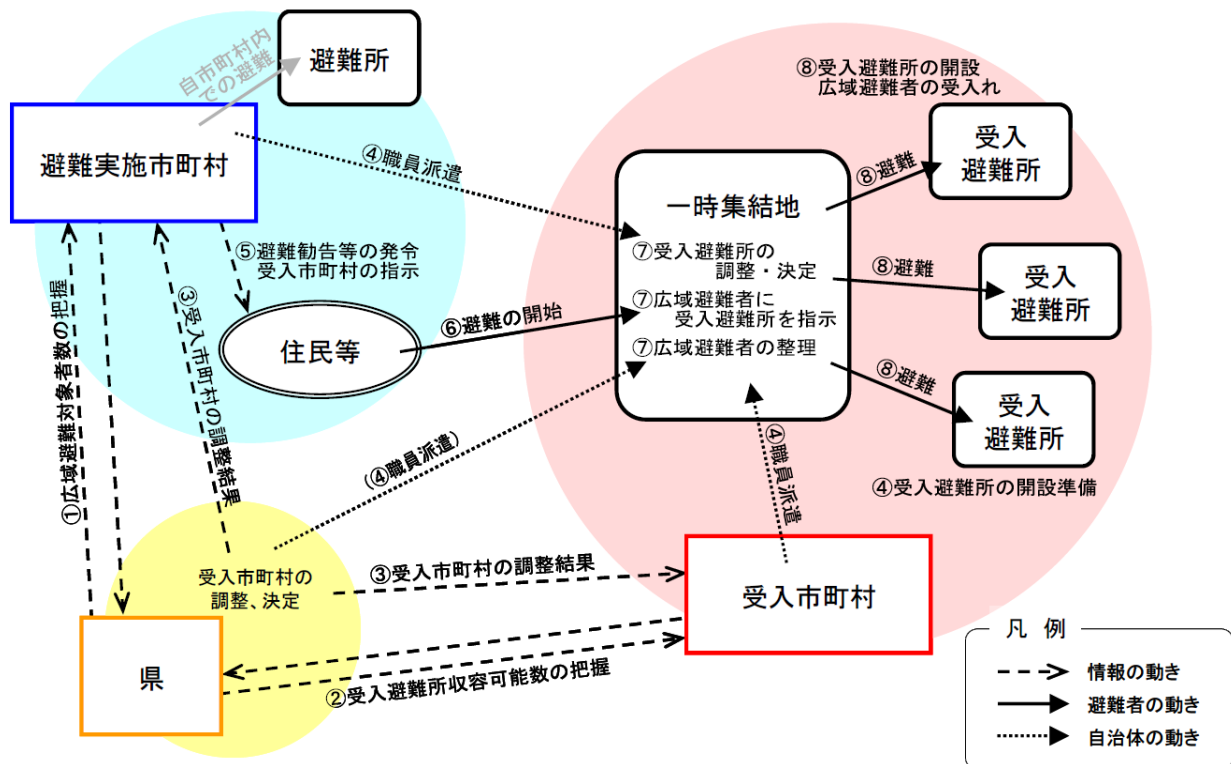
エ 広域避難に係る基本事項

(ア) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、噴火の規模によっては市町村外への広域避難となる。

(イ) 広域避難先の調整

- ① 県は、避難先となる受入市町村を決定し、避難実施市町村に示し避難受入に関する事項について調整することとなっている。
- ② 町は、県から示された受入市町村に基づき、受入避難所を決定する。この際、受入市町村に一時集結地を設け避難者を一旦集合させ、受入避難所の細部についての指示を行う等、避難の混乱を防ぐものとする。（図6）

図6 広域避難の受入調整フロー図



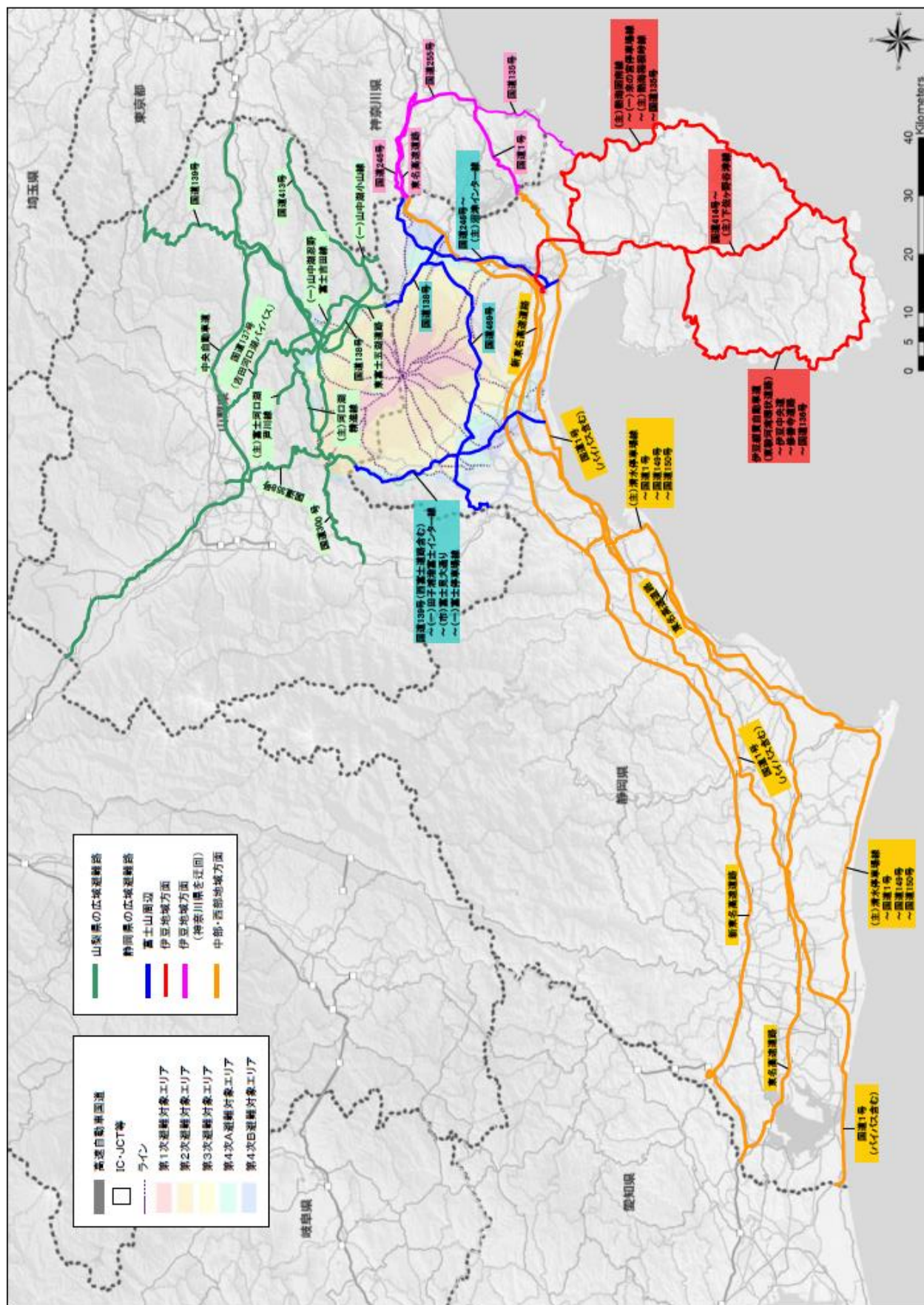
- ③ 広域避難者は同一県内の他市町村で受入れることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、静岡県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。ただし、被災等により各県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

(ウ) 広域避難路の指定

富士山火山防災協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図7）。

避難実施市町村は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町村の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

図 7 広域避難路



5 雪害災害

平成26年2月に経験した豪雪災害を教訓とし、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、交通確保や農業施設等への雪害予防等に万全を期する。

6 原子力災害

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア～ウは、実用発電原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(概ね半径5km圏内)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(概ね半径30km圏内)

ウ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:Plume Protection Planning Area)

7 特殊災害

町及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、予防対策を推進する。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくりの推進

町は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、災害に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

自然災害による浸水、山崩れ、地すべり等で道路破損の被害が予想されるため、危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

1 道路の整備

町長は、災害発生時における道路機能を確保するため、町道について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に道路整備の実施推進を要請する。

2 橋りょうの整備

町長は、大規模震災発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後、新設する橋りょうについては、大規模震災に備えた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 ずい道の整備

町長は、災害発生時におけるずい道の安全確保のために、管理ずい道について点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とする場合は、速やかに工事を実施する。

5 都市計画道路の建設推進

災害の規模が甚大であるほど、緊急啓開道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、都市計画道路の早期実現の推進を図っていく。

第2 河川等の対策

災害時には、管理施設の点検調査を行い、補強等を必要とする場合は、速やかに工事を実施するものとする。

第3 土砂災害等危険箇所対策

土砂災害等危険箇所の予防対策については、第7節「風水害等災害予防計画」の定めるところとともに、町は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、災害による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時又は災害発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措

置を講じるものとする。

第4 液状化災害対策

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者は、施設の設置に当たっては、当該地盤の特性を考慮して必要により地盤改良等により液状化の発生事態を防止する対策、基礎杭の打設等構造設計により液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するものとする。

なお、県は液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページ等に掲載して、情報提供を行うこととしており、この内容を踏まえて、町も住民に情報の提供を行う。

第5 市街地の対策

1 危険市街地区の解消

区画整理、再開発等の事業を推進し老朽家屋、狭あい道路の解消を図るものとする。

2 公園等の整備

発災時の避難地としても利用できる公園等の整備を図るものとする。

第6 住民への情報提供

町及び県は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、災害による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、或いは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第7 安全な土地利用

1 町は、必要に応じて、防災上重要な施設（避難場所、要配慮者利用施設、危険物施設など）の設置等について、安全な場所での利用を行うよう積極的に努める。

2 町は、災害時には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。

3 町は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、富士山ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

第8 公共施設等の安全性確保

1 町

公共施設・避難所となる施設並びに学校及び医療・社会福祉施設等について、災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化、耐震化等を推進するなど建物構造の強化に努める。

2 施設管理者

医療・社会福祉施設などの要配慮者利用施設等について、災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化、耐震化等を推進するなど建物構造の強化に努める。

第9 砂防・治山施設の整備

町は、災害に強い町土の形成を図るため、火山噴火災害にも考慮した治山事業の保全事業を総合的、計画的に推進するものとするとともに、治水、砂防事業においても県に要望する。

第10 情報発信拠点等の整備

町は、周辺市町村と連携し、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、防災情報センター、研究施設、観光案内施設、博物館・資料館等の既存施設を拠点にした情報のネットワーク化を図られるように努める。

第11 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第12 防災関連施設・地域防災力等の把握

町は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備普及を行う。

なお、主な項目については次のとおりである。

- 1 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- 2 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- 3 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- 4 火山災害時における避難所の状況
- 5 避難ルート、一次避難地、二次避難地（指定緊急避難場所）、避難所の状況
- 6 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- 7 広域防災拠点、ヘリポート
- 8 通年の気象データ
- 9 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- 10 備蓄倉庫

（注）

・一次避難地：地区ごとに一時的に集合して、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保できる空き地・小公園等をいう。

・二次避難地：一次避難地から避難所へ避難する前の中継点で、町長が指定した住民の避難誘導等を行うことが可能な小中学校のグラウンド、町内会の集会施設等のうち指定緊急避難場所の要件を満たすものをいう。

第2節 防災知識の普及・教育に関する計画

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは町の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、町は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

町は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土

砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第1 職員に対する防災教育

災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に町職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

町の災害予防責任者は、防災関係機関と連携し、防災関係機関の職員に対し、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、次により職員に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

2 検討会

防災訓練と併せて開催し、業務分担等の認識を深める。

3 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

4 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

5 先進自治体等の研究、調査

防災対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取組内容の研究・調査を行い、町の施策への活用方策の検討を行う。

第2 住民に対する広報

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは町の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、町は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう施策を講じる。

町は、災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに広域避難計画などの周知を図るために、災害に関する基礎知識を普及・教育の実施に努めるものとする。

町は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、防災週間

に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発・教育に努める。

町の災害予防責任者は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し災害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求め、その危険性を周知し、普及啓発を図る。特に気候変動等の影響により今後ますます災害リスクが増加する傾向にあることに鑑み、住民が災害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

したがって、町は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資機材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災組織との研修会を設け、防災対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう指導するものとする。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙（広報みのぶ）、町ホームページ等の活用
- (2) ハローページに掲載されている「レッド・ページ」の活用
- (3) 町防災行政無線の活用
- (4) 社会教育の場の活用
- (5) 県立防災安全センターの活用
- (6) ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布
- (7) 防災映画、ビデオ等の貸出し
- (8) 防災・気象情報のインターネットへの配信
- (9) SNSを利用した防災・気象情報の配信
- (10) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (11) 災害に関する印刷物等の作成、配布
- (12) シンポジウムや講演会等の開催

2 啓発の内容

- (1) 防災に対する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等（大雨、台風、噴火等）に関する知識
- (3) 災害予防措置
- (4) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (5) 災害発生時に取るべき措置
- (6) 各家庭における食料、飲料水、生活用品等の備蓄（3日分以上）
- (7) 国や県等の関係機関による防災の取組み
- (8) 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (9) 過去の災害にかかる教訓
- (10) 過去の町内の中小河川・農業用水路等の浸水被害
- (11) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施され

るよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 学校教育等における防災教育

町の災害予防責任者は、次により幼児・児童・生徒等に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及・教育を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、幼児・児童・生徒等の学年別に、富士山の防災対策をはじめ、防災の基礎知識等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、防災に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項を取りあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

町や県が実施する各種講座において、その学級内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。教育方法及びその内容は、次のとおりである。

1 講 座

防災に関係の深い気象学等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座をカリキュラムに編成する。

2 実 習

救助の方法、特に人工呼吸等に対する知識と技術について体得させる。

3 話し合い学級

カリキュラム「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談を素材として話し合い学習をすすめる。

4 見 学

防災関係機関、施設並びに災害現場等の見学を行う。

5 印 刷 物

防災関係資料等を収集してパンフレットを作成配布する。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

町は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第6 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業

務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

このため、町は、県と連携して、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及びコミュニティの一員として地域の防災活動に積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

町、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

町は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7 県立防災安全センターによる防災知識の普及

山梨県立防災安全センター	中央市今福991	055—273—1048
--------------	----------	--------------

展 示 室	地 震 体 験 コ ー ナ ー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地 震 の 恐 怖	突発地震の際の体験装置
	燃 焼 の 経 過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消 火 体 験 コ ー ナ ー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情 報 提 供 コ ー ナ ー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地 震 の メ カ ニ ズ ム	プレート理論を学べる装置
	地 球 儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展 示 品	防災関連品
視 聴 覚 教 室		120人収容、ビデオ、映写装置等
図 書 、 相 談 室		400冊
訓 練 、 実 習 室		応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

第8 観光客・観光事業への普及・啓発

- 1 町は、関係市町村と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、町観光協会とともに観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布をし、防災知識の普及・啓発を図る。
- 2 県及び周辺市町村は、観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、防災知識の普及・啓発、広域避難計画の周知を図る。
- 3 町、観光協会及び観光事業者は、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムにより、観光客に対し火山に関する一般的知識と防災知識の普及に努める。

第9 自動車運転者等に対する防災教育

本町を管轄する各警察署は、自動車の運転者及び使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について、各種講習会等により防災教育を実施するよう努める。

第10 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

町及び防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施するよう努める。

第11 普及・教育内容

- 1 防災に対する一般的知識
- 2 災害発生原因等に関する知識
- 3 地域防災計画及びこれに伴う防災体制
- 4 災害予防措置
- 5 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- 6 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- 7 過去の災害に係る教訓
- 8 広域避難計画

第12 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模災害を想定した家族防災会議の実施
- 3 町等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災組織への参加・協力

第3節 防災訓練に関する計画

町は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう複合的な災害を視野に入れ、次の訓練を実施する。

また、訓練の実施に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

さらに、災害は、時間や季節、天候を問わず発生することから、それぞれの状況に対応できる訓練を実施する。

特に、予知可能な東海地震への応急対策、活断層による地震等突発的に発生する地震に対しては、その対応に万全を期すものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合訓練

町は、防災関係機関等と合同し、学校、保育所その他関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合訓練を次により実施するものとする。

- 1 防災訓練の実施機関等
 - (1) 町防災関係機関
 - (2) 自主防災組織
 - (3) 事業所
 - (4) 民間団体等及び地域住民

2 実施時期

毎年 8月30日から9月5日までの防災週間中の日曜日とする。

3 実施場所

地震・風水害等によって、大規模災害を受けやすい地域において実施するものとする。

4 実施内容

関係機関の協議により、その都度実施要綱を定めて実施するものとする。

5 訓練重点事項

①情報通信連絡、②災害対策本部設置・運営、③避難、④救出・救護、⑤災害警備、⑥消防、⑦水防、⑧避難所開設、⑨救援物資輸送・調達、⑩防疫・給水、⑪応急復旧、⑫炊き出し等

6 機関別訓練例

機 関 名	訓 練 内 容
自 主 防 災 組 織	① 避難訓練 ② 消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い） ③ 起震車による震度体験訓練 ④ 救急救命訓練 ⑤ 情報伝達訓練 ⑥ 炊き出し訓練 ⑦ 浄水機等、防災資機材の取扱い修得 ⑧ 避難行動要支援者の避難誘導
社 会 福 祉 協 議 会	① 災害ボランティアセンター設置訓練
事 業 所	① 情報収集・伝達訓練 ② 営業停止周知訓練 ③ 避難訓練 ④ 自主防災会との協働（支援）訓練
医 療 機 関	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 傷病者の受入れ・選別等、医療機能の確保・復旧訓練
施 設	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 避難所対応訓練（避難所に指定されている学校、体育館、公民館等）
学 校	① 避難訓練 ② 関係機関への伝達訓練 ③ 保護者への引渡し訓練 ④ 引き渡しができない児童生徒の保護訓練 ⑤ 自主防災会と一体の避難所開設訓練
保 育 所	① 避難誘導訓練 ② 関係機関への伝達訓練 ③ 保護者への引き渡し訓練
土砂災害警戒区域内の 地 域 住 民	① 避難訓練

7 防災関係機関との連絡

災害が甚大なものであるほど、他の防災関係機関との連携が重要となるため、県をはじめ、自衛

隊の総合訓練への参加要請等を検討する。

第2 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

1 参加機関

町、県及び関東地方通信協議会

2 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

第3 避難訓練

学校等、病院、工場、事業所その他消防法（昭和23年法律第186号）による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、観光客、障害者などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意するものとする。

なお、学校等（保育所を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

- 1 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。
- 2 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- 3 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第4 自主防災組織訓練

自主防災組織の計画に従い訓練を行う。訓練を行うにあたっては、消防職（団）員や防災関係に従事する町職員を派遣して、初期消火に対する訓練や避難、救護、避難所運営、炊き出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。

第5 防疫訓練

1 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

2 器具、機材等の整備

最低限常備する必要のある器具、機材等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周知な計画をたてるとともに、備蓄物件については、いつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとする。

第6 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ消防機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

1 実施期間

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

2 実施場所

町内全域、特に訓練効果のある適当な場所において実施する。

3 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施す

る。

第7 水防訓練

身延町水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次により水防に関する訓練を実施するものとする。

指定水防管理団体である本町は、定期的に県水防指導員の指導により区域内の消防機関及び水防に關係する職員を動員して水防訓練を行うものとする。

なお、本町は、年1回富士川中流出張所、峽南建設事務所の職員とともに河川堤防その他水防に關係する工作物を巡視し、水防に対する万全を期するものとする。

第8 東海地震防災訓練

県の実施する防災訓練に併せて、東海地震の警戒宣言発令及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達等を中心とした実践的な総合訓練を実施し、町がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。

第9 南海トラフ地震防災訓練

町では、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施している。役場本庁舎では災害対策本部設置訓練を行い、災害状況を把握するため、各地区から被害状況の報告を受けるなど、机上訓練を実施している。引き続き、各地区等と協力した訓練を行うものとする。

第10 突発的に発生する地震防災訓練

突発的に発生する直下型地震を想定し、初動体制の速やかな確立と広域応援要請の訓練を実施する。

第11 山静神合同防災訓練

突発的に発生する地震を想定し、山梨県、静岡県、神奈川県 の3県が協力した広域応援活動訓練が実施されるので、町はこれに積極的に参加し、関係防災機関と連携した災害応急対策を習熟する。

第12 個別防災訓練

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次の個別防災訓練を実施する。

1 職員の動員、本部運営訓練

ア 勤務時間外における突発地震の発生を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の収集伝達、事務局体制の確立訓練

イ 勤務時間外に東海地震注意情報発表又は警戒宣言が発令された場合を想定し、初動体制職員による非常参集、情報の伝達訓練

2 情報の収集伝達訓練

ア 防災行政無線やアマチュア無線資格者による様々な伝達ルートによる情報の収集伝達訓練

イ 初動体制職員による情報の収集伝達訓練

3 地方連絡本部単位の地震防災応急訓練

町と地方連絡本部間の情報の収集伝達、避難勧告の実施、消防団等による消防相互応援等を含む訓練

第13 町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等

災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害、地震や噴火などの様々な条件を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

なお、ハザードマップや災害シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を

工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

- 1 総合防災訓練
- 2 住民（自主防災組織）における避難訓練
- 3 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- 4 車両等を使用した避難訓練
- 5 各種警報・災害情報等の情報伝達訓練
- 6 通信障害を想定した災害対応訓練
- 7 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- 8 個別訓練（家族会議等）

第14 住民

住民は、町、関係市町村、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が実施する、災害を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

第4節 避難計画

第1 避難計画の概要

- 1 防災用具、非常持出品、食糧等の準備及び点検
- 2 災害別地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- 3 危険地域、危険施設物等の所在場所
- 4 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- 5 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- 6 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- 7 障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）

第2 避難所等の選定基準

町は、公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受け入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、おおむね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない

場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として町長が指定するもの。(複数の異常な現象の種類を対象に指定可能)

指定緊急避難場所の指定基準

- ①管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
 - ②立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
 - ③構造条件：上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。
- 上記のほか、地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準として、以下の条件が定められている。
- ④当該施設が地震に対して安全な構造であること。
 - ⑤当該場所及びその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物がないこと。

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち町長が指定するもの。

指定避難所の指定基準

- ①規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- ②構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- ④交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

- 1 指定避難所における避難民の1人当りの必要面積は、2㎡以上とする。
- 2 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう、適切な配置に努める。
- 3 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。
- 4 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- 5 指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- 6 災害が発生した場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。
- 7 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、福祉避難所を指定するものとする。
- 8 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 9 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- 10 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず

適切に受け入れることとする。

資料編 ○避難場所一覧

第3 避難所の整備

指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等を避難所として活用することを含めて検討するよう努めるものとする。

要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布、ブルーシート等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

第4 避難道路

- (1) 避難道路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (4) 誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

第5節 要配慮者対策

災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

第1 社会福祉施設対策の推進

町は、社会福祉施設の利用者が寝たきり老人や心身障害者等いわゆる要配慮者であることから、消防本部が実施する予防査察等の機会を利用し、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

1 防災設備等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道、ガス等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を最低3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導體制等を十分検討する。

要配慮者利用施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡方法等を明確にしておく。

また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受け入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとする。

(2) 平常時の体制づくり

町との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力を得られるよう、地域の自主防災組織と協力した訓練を実施する。

第2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

平成25年8月に国（内閣府等）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び、山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき町は「災害時要援護者マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点をおいた要配慮者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

(1) 庁内に、福祉関係部局を中心とした避難行動要支援者支援班を設置し、避難行動要支援者の避難支援業務を実施する。

(2) 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。

(3) 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

(4) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者の把握と避難誘導體制の確立

(1) 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により福祉関係部局、防災関係部局が主導して要配慮者を把握するものとする。

(2) 町は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

- ア 要介護認定 3～5 を受けている者
- イ 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- ウ 療養手帳 A を所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者
- オ 町の生活支援を受けている難病患者
- カ 要支援または要介護認定の一人暮らし高齢者、または、高齢者世帯でいずれもが要支援者または、要介護認定の方
- キ 上記以外で本人が掲載を希望し、町長が必要と認める者

(4) 町は、避難行動要支援者に該当する者の個人情報について、町の関係部署で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、入手する。また、必要に応じて、県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は住居
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(5) 町は避難行動要支援者名簿について、原則として、年 2 回以上更新することとする。

更新は、新たに町に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定などで、該当となった者を追加するとともに、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(6) 災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援関係者は、次に掲げるものとする。なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

- ア 峡南広域行政組合消防本部
- イ 山梨県警察本部（南部警察署）
- ウ 身延町民生委員
- エ 身延町社会福祉協議会
- オ 各自主防災組織
- カ その他町長が定める者

(7) 町は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

ア 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

イ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。

ウ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。

エ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

(8) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次のとおり配慮する。

ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人一人に的確に伝達する。

イ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで伝達する。

ウ 日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

(9) 各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。

避難支援等関係者にあっては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、地域内でのルールづくりを促進する。

(10) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し個別の「避難支援プラン」を作成するものとする。

(11) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

(12) 健常者に先がけて、東海地震「注意情報」や「南海トラフ地震に関連する情報」発表時及び、町長の判断で出す「避難準備・高齢者等避難開始情報」発令時に、要配慮者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

3 介護が必要な要配慮者のための福祉避難所の確保

(1) 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所の指定に努めるものとする。

(2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。

(3) 福祉避難所の同一敷地内に設置されている駐車場は、避難者の利用のために優先的に確保するものとする。

(4) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

(5) 大規模災害に対応できるよう、県内の他市町村や、県を通じて他都道府県に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図るものとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

町は、救助の必要なひとり暮らし高齢者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知

を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。

5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

(1) 在宅の高齢者、障害者等については、自主防災組織等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、要配慮者支援マニュアル等を作成・活用し災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮する。

(2) 避難支援プランにより町は、訓練等を通じて地域の自主防災組織等が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、自主防災組織を通じて防災情報を伝達し、自主防災リーダーによる介助体制の確立に努める。

6 避難誘導体制

町は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、手話通訳、ガイドヘルパー等の協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備に努めるものとする。

7 避難場所における対応

町は、避難場所を中心とした要配慮者の健康保持のため必要な活動を行う。

特に、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳、ガイドヘルパー、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、避難場所において、次の点に留意して要配慮者専用スペースの確保を図るものとする。

要配慮者専用スペース選定上の留意点

- ① 静かでケアのしやすい場所
- ② トイレ、出口等に近い場所
- ③ 1階等階段を使用する必要のない場所

8 要配慮者用避難所の開設

災害により、特に避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対しては、状況に応じて福祉避難所を開設し、必要なスタッフの確保に努めるものとする。

開設にあたっては町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て要配慮者を移送し、収容するものとする。

また、町内の社会福祉施設と、要配慮者受け入れに関する協定を締結しており、必要に応じて、各施設に受け入れを要請する。

資料編 ○福祉避難所一覧

○災害時要援護者の福祉避難所の受入れに関する協定書

9 被災者への情報伝達活動

町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、

所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。さらに、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

また、国、県等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

10 応急仮設住宅

町は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や身体障害者等の要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）対策

- 1 外国人の災害時の混乱や被害を抑制するため、平常時から防災情報の提供や防災知識の普及を図る。
 - (1) 防災訓練の実施
 - (2) 外国人への災害時対応マニュアルの整備
 - (3) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
- 2 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められ、山梨県災害対策本部が設置された場合には、山梨県国際交流センター等に災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。
 - (1) 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理
 - (2) 外国語での情報の提供
 - (3) 市町村等からの要請への対応
 - (4) 外国人との連携

第4 乳幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所を含む。）の管理者は、災害の発生に備え平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児、児童・生徒に対して実践的な防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の災害対策を次により推進する。

(1) 災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童、生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の災害対策組織

ア 多様な災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

イ 勤務時間外の災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対

策応急要員を指名する。

ウ 電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童、生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童、生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応の在り方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、運営についても協力する必要があることから、町の防災関係機関等と連携して、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 災害に関する防災教育

幼児、児童・生徒等への防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童生徒に対する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 防災教育の指導内容の概要

- ア 各教科内容に共通した防災教育
- イ 防災ボランティア活動の進め方
- ウ 応急救護、看護の実践的学習
- エ 防災訓練のあり方
- オ 地域への理解、家庭や地域との連携

第5 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

1 施設管理者

- (1) 観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努める。
- (2) 観光事業所等の施設管理者は、施設利用者に対する防災知識の普及のため、災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行うよう努める。
- (3) 観光客の帰宅促進を支援できる体制の整備に努める。

2 町

避難対象範囲内の観光施設等に対して、避難計画の策定を促進する。

第6 要配慮者支援体制の整備

1 要配慮者支援体制

- (1) 町は、要配慮者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるように努める。

- (2) 町は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し要配慮者の支援体制の整備を行う。
- (3) 地域においては、自主防災組織が中心となり、民生委員、福祉関係団体が協力して要配慮者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。

2 避難行動要支援者の把握

町は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、民生委員、福祉関係団体、消防機関、自主防災組織等と協力して避難行動要支援者の把握に当たる。

3 人材確保

町は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の人材の確保に努め、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努めるものとする。

第6節 防災施設・資機材の整備計画

災害応急活動に必要な通信、避難、消防、水防等に係わる施設、設備の整備を次のとおり推進する。

第1 通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集伝達等を迅速かつ的確に行うため、専用電話設備等の有線通信設備及び防災行政無線等の通信施設の一層の充実を図る。

第2 倉庫等の充実

防災倉庫については、耐火・耐震構造とするとともに、水防資材の備蓄倉庫については、現場到着時間、危険箇所との距離等を考えて配置するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。特に、洪水・土砂災害等が予想される地域に倉庫を設置しなければならない場合は、当該地域の水防団（消防団）との連携により倉庫内の資材等の水没を防ぐため倉庫を土嚢等で防護又は資材等が被災しないように移動させる等の処置を行う。

資料編 ○町内防災備蓄倉庫一覧
○水防倉庫及び資機材一覧

第3 避難場所

災害時における被災者の避難場所をあらかじめ選定しておくものとする。避難場所の選定にあたっては、避難地については、災害に対し安全な公園広場などをあて、避難所については、災害に対し安全な施設であることはもとより、給食施設を有するもの又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとする。

資料編 ○避難場所一覧

第4 資機材、物資の充実、点検

- 1 点検整備は各自主防災組織にあつては防災会長、各施設（機関）・各事業所にあつては施設責任者、消防団にあつては各分団長が当たり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。
- 2 点検を要する主たる資機材は、備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、たん水防除用資機材、災害警備活動用資機材、衣料及び生活必需品、仮設住宅用資材、各施設復旧に必要な資機材等とする。

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第5 資機材、物資の事前調達

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第7節 風水害等災害予防対策

第1 山地の災害予防

本町の地勢、地質、地盤等の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに住民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、崩壊防止工事の実施等、関係機関と緊密な連絡を保ち鋭意適切な予防措置に努めるものとする。

また、森林整備事業や治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、県は平成24年度から森林環境税等を導入し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していくこととしており、町は県の事業の協力に努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃の兆しのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

本町には、資料編に掲載のとおり崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区があるが、特に、福祉施設、病院、保育所等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。

資料編 ○崩壊土砂流出危険地区一覧
○山腹崩壊危険地区一覧

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、県と連携して治山事業を推進し土砂崩壊流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づいて地すべり防止区域に指定された箇所を県と連携して積極的に保全工事の推進を図る。

4 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森

林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

第2 河川対策

1 河川改修

本町には、富士川、その支流として常葉川、早川など、大小の河川が流れ込んでいる。これらの河川は、住民の生活基盤及び農業用水、防火用水など多様な機能をあわせ持っているが、流域の開発などにより、梅雨期等には流量の増水や氾濫のおそれがある。

このため、河川改修を含めた総合的な対策が課題となっている。

町は、洪水など災害から住民を守り、住民が安心して生活できるようにするため、中小河川や農業用水路における過去の水害や溢水の可能性を把握し、改修など適正な管理に努めるとともに、雨量観測所、水位観測所からの情報収集体制の確立を図るものとする。

また、重要水防区域にある河川についても河川改修に努めるものとする。

資料編 ○重要水防区域一覧
○町内雨量観測所一覧
○町内水位観測所一覧

第3 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

1 浸水想定区域の指定

水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し水害による被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の公表、指定が河川管理者（国・県）によりされている。

浸水想定区域の指定・公表に基づき、町では洪水ハザードマップを作成し、洪水予報や避難情報の伝達方法や避難所等の水害に対する避難措置について、住民への周知徹底を図る。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。それとともに、よりきめ細やかな対応が図れるよう、浸水想定区域内の高齢者等が利用する要配慮者施設に対し状況に応じ洪水予報等の伝達を行う。

2 要配慮者施設に対する洪水予報等の伝達体制の整備

近年の国内における豪雨災害では、高齢者及び幼児といった要配慮者の犠牲が目立っている。少子高齢化社会を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者が利用する施設において、洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保するためには、洪水予報等の伝達が必要となってくることから、これらの要配慮者施設に対する洪水予報等の伝達体制について定める。また、義務化されている避難計画の作成、避難訓練等の状況について、把握に努める。

(1) 要配慮者関連施設の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設で、施設利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者関連施設の範囲は次のとおりとする。

- ア 高齢者施設、児童福祉施設、障害者施設等の社会福祉施設
- イ 病院、診療所

ウ 保育所（園）

(2) 洪水予報等の伝達体制の整備

町では指定した要配慮者関連施設に対し、防災行政無線、電話、FAX等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

3 洪水ハザードマップによる住民への周知徹底

洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップに基づき、避難立退区域及び避難立退予定地について広報、ホームページ等により住民に周知徹底する。

資料編 ○避難立退区域一覧
○浸水想定区域要配慮者関連施設

4 防災のための集団移転促進事業

町は、県と協力して災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

5 がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、県と協力して災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

6 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

第4 砂防対策

1 土石流対策

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一旦土石流が発生すると、兩岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本町にも資料編に掲載のとおり土石流危険溪流として指定された危険溪流があり、今後も砂防事業の促進を県に要望していくものとする。

資料編 ○土石流危険溪流一覧

2 地すべり対策

本町には、資料編に掲載のとおり、地すべり危険区域等があるため、町は県と協力してこうした区域等の点検を実施するとともに、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり指定区域については、より一層の監視を強化するものとする。

資料編 ○地すべり防止区域一覧
○地すべり危険地区一覧

第5 急傾斜地崩壊防止対策

本町は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いため、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

町は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施す等の改善措置をとるよう強力に指導する。

2 急傾斜地崩壊危険区域の警戒避難体制

本町には、資料編に掲載のとおり、急傾斜地崩壊危険箇所があり、このうち「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所もある。

急傾斜地崩壊危険区域については、がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により実施されている。町は、今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所について、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていくものとする。

資料編 ○急傾斜地崩壊危険箇所一覧
○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧

3 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

町は、警戒区域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

第6 警戒・避難対策計画の策定

町は、県の指導を得て、土砂災害警戒区域についての警戒・避難対策計画を策定するものとする。策定にあたっては、次の事項に考慮する。

1 土砂災害警戒区域の指定の促進

町は、土砂災害のおそれのある区域については、土砂災害警戒区域の指定を県に働きかけていくものとする。

2 避難収容施設の整備

(1) 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、指定区域の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設の整備を図るものとする。

(2) 避難収容施設の整備にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

ア 地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。なお、設備（電気、給排水及び通信設備）についても十分考慮すること。

指定区域との経路が比較的近距离で、かつ、安全なこと。

（ウ 当該施設の所有者又は管理者の承諾が得られること。

3 住民等への周知

(1) 町は、土砂災害警戒区域内の住民等に対して、土砂災害警戒情報が発表された場合に備え、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地等に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布等により住民に周知しなければならない。

(2) 土砂災害警戒区域内に高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害の伝達方法を定めるものとする。

(3) 大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、県が緊急調査を行った場合、町は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

4 避難路の設定

(1) 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、指定区域と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

(2) 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

イ 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努

め、極力これを避けること。

ウ その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

5 地域住民の避難誘導體制

町は、土砂災害に対する地域住民の避難態勢として、土砂災害警戒情報が発表された場合に速やかに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発表基準を設定し、必要に応じて見直しを行う。

また、面積、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割し、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれている地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令の範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

第 8 節 地震予防対策

大規模地震対策特別措置法第 6 条の規定に基づく地震防災強化計画については、地震編の「東海地震に関する事前対策計画」をもって充て、また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 21 条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が含まれるため、これら 2 つの計画を兼ねる。

第 1 大震火災予防対策

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

町は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るなど、効果的な予防対策を確立するものとする。

1 被害想定を作成

大震火災における消火救援等の各種対策を確立するにあたり、国、県等の調査資料を活用して、さらに地盤調査、耐震耐火建造物災害危険地区、地下埋設物の調査、過去の地震被害等をもとにして、家屋倒壊予想、家屋の焼失、延焼予想、水道、電気及び通信の被害予想、道路及び交通機関の被害予想、消防活動の障害の予想など、大地震火災の原因に関係する事項を加味し作成に努める。

2 出火予防対策の推進

(1) 建築同意制度の活用

町は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第 6 条に基づく建築確認申請と同時に、消防本部と協力し消防法第 7 条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進するものとする。

(2) 家庭に対する指導

町は、自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水、住宅用火災警報器及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

ア 地震防災に関する知識の修得

イ 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進

ウ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメーター、並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置

エ 防災訓練等への積極的参加の促進

(3) 防火対象物の防火体制の推進

ア 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。このため町は、峡南消防本部と協力して消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

イ 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うものとする。

ウ 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

(4) 予防査察の強化指導

町は、峡南消防本部と協力して消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

町は、峡南消防本部と協力して消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

(6) 防火防災思想、知識の普及強化

町は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努めるものとする。

3 延焼予防対策の推進

(1) 初期消火体制の確立

ア 地震直後の初期消火に対応するため、消火栓等の資機材等を整備するものとする。

また、峡南広域行政組合消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

イ 耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

ウ 耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にするものとする。

エ 自主防災組織ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

資料編 ○消防水利の現況

○耐震性貯水槽設置箇所

(2) 緑化の推進

ア 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常葉広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

イ 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第9節 富士山火山災害予防対策

第1 火山観測・監視体制の整備

町は、火山観測データの情報提供や、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研修データの提供を依頼するなど観測・監視体制の整備に努める。また、火山現象に関する情報を県と共有するよう努める。

第5 関係機関との連携体制の整備

- 1 町は、必要に応じて県、関係市町村及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報交換等を行う。
- 2 町は、山梨県、静岡県及び神奈川県が締結した「富士山火山防災に関する協定」に基づく国、関係都県との連携体制の整備に協力する。
- 3 町は、県、国、公共機関及び火山専門家等と連携して「富士山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、富士山の噴火等に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第6 火山専門家との協力体制の整備

- 1 町は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家（以下「火山専門家」という。）から必要に応じ火山活動への防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制の整備に努める。
- 2 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方気象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行う。

第7 自主防災活動

自主防災組織は、町と協力して、次の自主防災活動に努めるものとする。

- 1 富士山ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- 2 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- 3 一次避難地となる場所の選定
- 4 火山災害時の避難経路及び避難所の確認
- 5 住民等に対する避難誘導方法の検討
- 6 要介護者台帳等に基づく避難行動要支援者の把握
- 7 避難行動要支援者に対する支援方法の検討
- 8 噴火を想定した防災訓練の実施

第8 家畜避難及び逃走防止の措置

- 1 県、富士山周辺市町村及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下「畜産農家等」という。）は、協力・連携して富士山噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、噴火の影響が及ばない地域への家畜移送や家畜の逃走による被害を最小限に止める措置についての検討を進める。
- 2 富士山周辺市町村は、畜産農家等が円滑、かつ安全に家畜避難、家畜逃走防止措置等が講じられるよう火山情報等を的確に伝達できる体制の整備を図る。

第9 緊急輸送体制の整備

- 1 町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するためにバス事業者との協定の締結等の連携体制の構

築に努める。また、バス事業者に避難運輸に使用するための燃料の確保を要請する。

- 2 町は、鉄道事業者と避難手段・輸送路の確保のために、運行増発・協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- 3 町は、燃料事業者との協定締結に努める。
- 4 町はバス事業者等の連携体制について、必要に応じて県に対して調整・支援を要請する。

第 10 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障を来す場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

第 11 医療救護体制の整備

- 1 町は、県及び関係市町村と連携し、噴火による負傷者等が発生した場合を想定しての、被害拡大防止のための広域医療体制を構築するものとする。
- 2 町は、県及び関係市町村と連携し、火砕流等による重度熱傷患者に対する治療に必要な医療品等の調達確保を見据えた体制を構築するように努める。
- 3 町は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するように努める。

第 10 節 雪害予防対策

平成26年2月に経験した豪雪災害を教訓とし、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、交通確保や農業施設等への雪害予防等に万全を期する。

第 1 交通確保計画

- 1 冬季道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 2 適切な冬季道路網が確保されるよう、道路除雪計画を作成するとともに、他の道路管理者と十分連携し調整を図るものとする。
- 3 防災行政無線やホームページを通じて、不要・不急な外出等を控えるよう周知に努めるものとする。

第 2 除排雪対策

1 住民による除雪

積雪時における安全の確保および雪害予防活動の推進のためには住民、事業所等の自主的な取組みが不可欠であることから、路上駐車禁止、マイカー通勤の自粛、町で除雪できない生活道路や自宅周辺、歩道等の除雪協力等について普及啓発および広報に努めるものとする。併せて、屋根雪下ろし中の転落事故、屋根雪の落下等による事故等の防止について周知の徹底に努めるものとする。

2 地域による除雪

円滑な除排雪を実施するためには、住民一人ひとりの協力はもとより、一斉除排雪等地域が一体となった協力が不可欠であることから、広報等による啓発活動、自治会等を通じた協力の要請等に努めるものとする。

3 排雪場

二次災害の発生防止のため、道水路への排雪を禁止するよう、周知の徹底に努め、大型河川へ排雪できるよう、関係機関へ要請するものとする。

第 3 要配慮者対策

積雪時には要配慮者は特に大きな影響を受けることから、要配慮者が利用する施設の優先的除雪や、自力で除雪が困難な要配慮者に対する除雪ボランティアを社会福祉協議会を通じて確保するなど、要配慮者に対する施策の推進を図るとともに、要配慮者に対する定期的訪問及び巡回健康相談、防災上必要な知識の普及啓発等の地域ぐるみの支援体制づくりに努めるものとする。

第 4 帰宅困難者対策

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり、帰宅困難者が発生した場合は、近隣に暖房器具等がある施設を避難所として開設する。

第 5 農業施設対策

農業用ハウス等の雪の重みによる倒壊・損壊等を防止するため、降雪状況に応じて雪下ろしや融雪等対応方法の周知に努める。

第 6 孤立予防対策

積雪、なだれ等により交通が困難または不能になり、孤立するおそれのある地区について事前に自主避難を要請し、状況に応じてヘリコプターによる避難が必要と認められる場合は、関係機関に要請する。

第 7 雪崩被害防止対策

降雪・融雪によって災害の発生が予想される場合には、関係機関による警戒を実施し、相互に連絡をとりながら災害の防止に努める。

第 1 1 節 原子力災害予防対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力(株)浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70kmである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア～ウは、実用発電原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(概ね半径5km圏内)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(概ね半径30km圏内)

ウ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA:Plume Protection Planning Area)

(今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載)

本節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」・・・原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害をいう。
- ・「原子力緊急事態」・・・原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」・・・原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」・・・原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」・・・原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

第 1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30		—		

(令和2年4月現在)

第 2 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第 3 モニタリング体制等の整備

町は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、町内でモニタリングが必要と判断された場合には、県から可搬型測定機器等の貸し出しを受ける。

第 4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

町は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

第 5 防災業務職員に対する研修

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、消防職員等の防災業務職員に対し、必要に応じ県から研修を受ける。

- (1) 原子力防災体制に関すること。
- (2) 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) その他緊急時対応に関すること。

第 1 2 節 特殊災害予防対策

第 1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策

町及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

町は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、中部消防署との連携強化を図るものとする。また、峡南広域行政組合消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

資料編 ○危険物施設の現状

第 2 ガス事業施設の災害予防対策

1 ガス小売事業（旧簡易ガス）者の措置

ガス小売事業（旧簡易ガス）者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法（昭和29年法律第51号）による保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及び容器等の転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 町の措置

町は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

ア 災害予防の知識の啓発

イ 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及

ウ ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者
その他の者に対する避難のための立退きの勧告又は指示

資料編 ○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第 1 3 節 火災予防対策

本町の消防対策は、峡南広域行政組合消防本部が主体となり実施する。町は、災害の発生に対処するための消防力を充実強化するとともに、県と峡南広域行政組合消防本部との連絡及び他の市町村相互間の連絡協調を図り、消防思想の普及徹底等に努めるものとする。

第 1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織・消防力の充実強化

町は、警戒宣言発令時又は災害発生時速やかに班を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

そのためには、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

資料編	○身延町消防力の概況
-----	------------

(2) 消防施設等の整備強化

町及び峡南広域行政組合消防本部は、「消防力の整備指針」「消防水利基準」に基づき、計画的な消防施設等（消防本部、消防署、分署、分駐所、消防団詰所等）の整備強化に努める。特に峡南広域行政組合消防本部及び各消防署は、昭和 4 8 年の開所から令和 5 年度で 5 0 年を経過し施設の老朽化のため、施設等の拠点整備を含め耐震化や浸水想定地域内に立地する消防本部及び北部消防署、消防団詰所は浸水想定地域からの脱却を進めるものとする。更には、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑にするため、防災拠点となる消防施設・装備の充実整備に努め、災害に強いまちづくりを進めるものとする。

(3) 消防団員の教育訓練

町は救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員は救急救命講習等の受講により、心肺蘇生法や止血等の応急手当の習得に努めるものとする。

(4) 自衛消防力の整備強化

消防法第 8 条、大震法第 8 条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

2 地域の自主防災組織の整備強化

(1) 町は、自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 町は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維

持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 自然水利等の利用

- (1) 河川、堀、池等の自然水利及び井戸、プール等も消防水利として活用できるように調査を行っておく。
- (2) 河川をせきとめての消防水利は、消防団及び各自主防災組織において確保するものとし、必要に応じ標識等により表示しておくこととする。

資料編 ○消防水利の現況

第2 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物から住民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出资機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、レスキューキット、ポートパワー、ジャッキなどの救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備も進める。
- (2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には町有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。
- (3) 自主防災組織の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画の作成に努めるものとする。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 峡南広域行政組合消防本部中部消防署との連携方法
- (3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速なる参集体制の確立

3 破壊消防等による防御線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防御線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画を立てる。

4 避難場所の設定、適正な避難の勧告・指示及び誘導方法の確立

被害想定をもとにし、安全な避難場所を設定して住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の勧告・指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等を具体的に検討し避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、南部、富士吉田各警察署、峡南広域行政組合消防本部及び自主防災組織を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

5 応援協力体制の整備

本町は、近隣市町村と消防相互応援協定を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

資料編 ○峡南広域消防相互応援協定書

6 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地、照明機材の整備を図

る。

第3 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

町は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、中部消防署と連携して、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

町は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させるとともに、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

町は、中部消防署と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、消火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

(3) 町は、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するものとする。

4 予防査察の強化

中部消防署は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時査察、さらに特殊対象物（工場、学校、旅館、病院、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行う。

特に、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要に応じ、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

町は、中部消防署と連携して、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要に応じ、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

6 防火防災思想・知識の普及

防災関係機関、関係団体等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間をはじめ、消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第4 林野火災予防対策

本町の林野面積は、町土の約80パーセントを占め、そのほとんどは極めて急峻な地形となっており、林野火災が発生すれば、林野の焼失はもちろん、人家への延焼等大きな被害に発展する可能性も大きいので、その予防活動と消防活動が適切に実施できるよう計画するものである。

1 林野火災予防対策の確立

(1) 林野所有（管理）者の予防対策の指導

- ア 防火線、防火樹帯の設置
- イ 立看板、標識板の設置
- ウ 自然水利の活用等による防火用水の確保
- エ 道路網の整備、確保
- オ 林野火災予防機材の設置
- カ 通信機材の整備、確保

(2) 林地近隣農地所有者への予防対策の指導

林地近くでの剪定枝、芝草等の焼却の指導

(3) 火災警報発令中の広報と林地近くでの火の使用制限の徹底

2 林野火災消防計画の確立

町長は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討のうえ次の事項等について計画するものとする。

(1) 防火管理計画

- ア 特別警戒区域
- イ 特別警戒時期
- ウ 特別警戒実施要領

(2) 消防計画

- ア 消防分担区域
- イ 出動計画
- ウ 防ぎょ鎮圧計画
- エ 他市町村等応援計画
- オ 資機材整備計画
- カ 防災訓練実施計画
- キ 啓発運動推進計画

3 自衛消防組織の確立

森林組合は、相互に連絡を密にするとともに、町と密接な連絡をとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等につき、あらかじめ消防計画を策定し、自衛体制の強化を図るものとする。

4 防火思想の普及

町は、防災関係機関の協力を得て、住民並びに入山者に対し、林野火災予防行事等を利用して森林愛護と防火思想の普及徹底を図るものとする。

- (1) 予防運動の実施
- (2) ポスター、警報旗、懸垂幕等の掲示
- (3) テレビ、ラジオ、新聞等による啓蒙宣伝
- (4) チラシ、パンフレットによる啓蒙宣伝

第 1 4 節 農林災害予防計画

農林施設の改修を実施し、施設の増強を図り、災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

第 1 農業対策

1 農業施設

町は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

ア 用排水路の法面崩落防止や、農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設について、長寿命化や耐震化対策を併せて進める必要がある。

本町におけるたん水防除施設の状況は、資料編に定めるとおりである。

イ たん水防除用及びかんがい用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

資料編 ○たん水防除施設

(2) 土砂災害等防ぐ農業用水利施設等の整備、用排水施設の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで 緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。

(3) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。また、老朽化の著しい橋梁及びトンネルについて、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

(4) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流失や崩壊を防止する。

(5) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

2 農作物に対する措置

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領（昭和56.4.1改正）」に基づき、台風等による風水害に対しては、気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。

農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置並びに対策を指導するものとする。

3 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。また、ハザードマップを活用して、地域の安全性の確保を図るものとする。

第2 林業対策

1 林業対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいが、その取扱い如何によっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなりかねないので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものである。

第 1 5 節 建築物災害予防計画

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

災害に対する建築物の安全性を高めることにより、災害発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、災害時の災害対策の円滑な実施を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第 1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう建築確認審査業務をとおした指導を県に要請し、防災的な町づくりの実現を図る。

さらに、違反建築物の指導を強化し、非防災的建築物等の建築の防止に努める。

第 2 不燃建築物の建設促進対策

町は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、防火地域及び準防火地域の指定を行う等建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導に努める。

町の指定地域の状況は、次のとおりである。

防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の指定地域
—	—	900ha

第 3 公共施設災害予防計画

1 老朽建物の改築促進

災害時に災害対策本部が設置される町役場や、不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される学校等については、計画的に耐震調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

- (1) 老朽度の著しい建物については、町の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。
- (3) 建築物の耐震性の強化を周知普及するため、関係者の講習会等を開催する。

2 町有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された町有建物については、これまで実施してきた耐震診断の結果を踏まえて、緊急度や優先順位を定め、建替計画や耐震補強を推進する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、耐震調査を行ったものを中心に、緊急度や建替計画などを考慮する中で、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 落下、倒壊のおそれがある物件等（歩道橋、道路標識、電柱、バックネット、フェンス等）の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の整備計画に準じて実施するものとする。

第4 住宅の不燃化の推進

町営住宅の不燃化及び既設木造町営住宅の耐火構造への建替等を図る。

第5 建築物の耐震計画

町は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 一般建築物の耐震性向上

- (1) 簡易耐震診断表による自宅の自己診断を支援する。
- (2) 建設課に「耐震相談窓口」を開設し、住民の相談に応じる。
- (3) 耐震診断支援事業の周知に努める。
- (4) 耐震補強事業、木造住宅耐震化建替支援事業、木造住宅耐震改修設計事業の周知

資料編 ○身延町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

2 公共建築物の耐震性向上

- (1) 町有施設の耐震診断結果を基に、補強の必要な建物は速やかに、かつ、計画的に耐震改修を行う。
- (2) 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、社会福祉施設等防災上重要な建築物の耐震化を推進する。

特に、災害発生時に避難所としての利用が想定される学校施設等の安全性の確保を図るため、校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策を推進する。

3 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

4 建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

5 町は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用し、啓発に努める。

第6 社会福祉施設等防災対策

高齢者人口の増加に伴い、要配慮者への対策が重要性を増しているところであり、施設の新設又は老朽施設の増改築にあたっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、消防用設備の設置を促進する。

第7 ブロック塀・石塀等対策

過去の地震災害においてはブロック塀や石塀などの倒壊により多くの死者が出ている。また、倒れた塀が道路をふさぎ、避難、救助、消火活動を妨げることもあった。

ブロック塀に関しては、建築基準法施行令第62条の8により、補強コンクリートブロック造の塀に関する規定が定められている。したがって、この規定を遵守した構造とするよう指導していく。

また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

第8 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、町は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対策実施者	措 置 等
横 断 歩 道 橋	管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交 通 信 号 等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯 街 路 樹 等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電 柱 街 灯 等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看 板 広 告 物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガ ラ ス 窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自 動 販 売 機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹 木 ・ 煙 突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第9 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏えい等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 町の措置

町は峡南広域行政組合消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業者の措置

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第10 防災査察（峡南広域行政組合消防本部）

旅館、ホテル、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第11 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、県等と連携し、その制度の普及促進に努める。

資料編 ○危険物施設の現状

第 1 6 節 文化財災害予防計画

第 1 保護の対象

町内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が残した町民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

本町の文化財の現況は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○町内指定文化財一覧

第 2 文化財保護対策

1 国指定の文化財

文化庁、県及び町の教育委員会は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）によって指定された文化財が適切に保存されるよう取り組んでいる。

2 県及び町指定の文化財

山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び身延町文化財保護条例（平成16年条例第112号）によって指定された文化財の保護は、それぞれの自治体が独自に重要な文化財を指定し適切に保存されるよう取り組んでいる。この場合、同一物件が同時に国、県、市町村指定となることはない。

3 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、国、県及び町がそれぞれ管理規定を設け、所有者、管理団体及び管理責任者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、町教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、町指定文化財については町教育委員会に届け出るものとする。

第 3 文化財の防災施設

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を計画的に促進する。また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により防火貯水槽、消火栓、避雷針等消火設備の促進を図る。

これら指定文化財の防災施設については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

第 4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理責任者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、中部消防署や地元消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第 1 7 節 情報通信システム整備計画

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあつては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用など情報通信システムの整備に努める。

第 1 町防災行政無線システムの整備

町は、町本部、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、町防災行政無線を設置・配備している。なお、平成23年度には全国瞬時警報システム（J－A L E R T）を稼動し、いち早く住民に災害情報等を伝達する体制を整備している。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、同報系無線については、定期的に子局の保守点検を行い、設置年度の古いもの等については更新等の措置を講じるとともに、移動系を含め、人口の増減など社会的条件の変化に応じた適正配置を図る。

資料編 ○町防災行政無線設置状況

第 2 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第 3 土砂災害警戒情報システム

甲府地方気象台と県が共同して発表する「土砂災害警戒情報と補足情報（1kmメッシュの地図情報）など」に基づいて土砂災害の危険度等の補足情報を提供する。

第 4 衛星携帯電話の活用

災害時の情報伝達方法の1つとして、民間活力を利用した衛星携帯電話を導入することにより、豪雨等における孤立地区の情報収集を図ることとする。

第 5 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、町は、災害発生時に町内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ東日本電信電話（株）山梨支店に災害時優先電話として登録してある。

町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第 6 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため

特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

町内で利用可能な関係機関の無線施設は、次のとおりである。

種 別	局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
警察無線	南部	南部警察署	0556-64-0110		県内
	富士吉田	富士吉田警察署	0555-22-0110		〃
国土交通 省無線	建設波木井	甲府河川国道事務所 峡南国道出張所	0556-62-0621	8	関東地方
県防災 行政無線	防災身延土木	峡南建設事務所身延支所	0556-62-9062 9-368-7061	3	県内
消防無線	峡南消防中部	中部消防署	0556-62-5119	54	峡南消防管内
	(移) 中部 9	中部消防署下部分駐所	0556-38-0140	3	峡南消防管内

第 7 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

町は、インターネットホームページを開設し広報活動を行っているが、災害時に町の被災状況や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 県との情報共有化の構築

町は、被災状況の把握のため、県との協力により映像情報やコンピューターシステムによる情報収集・共有化の構築を推進する。

3 アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、町本部の情報連絡体制を補完するため、あらかじめ町内アマチュア無線局との協力体制の確立を図るものとする。

4 通信機材等の貸出要請

町は、町内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合、NEC ネットエスアイに対してデジタル簡易無線や付属機器等の通信機材等の貸出を要請できるよう、あらかじめ協定を締結している。

資料編 ○災害時における通信機材等の貸出に関する協定書

第 8 個人情報等のデータ保護及び施設整備

町、峡南広域行政組合事務局及び情報センターは、住民基本台帳データをはじめとする行政事務の根幹となるデータを保有していることから、これらのデータを保護するため、通信機能等の適正な環境整備を図っていくものとする。

峡南広域行政組合事務局及び情報センターは、立地場所が浸水想定地域内に位置しているため、浸水想定地域内からの移転を図る必要がある。特に情報センターは、昭和 48 年に設立され、施設は 50 年が経過し、耐震化も実施されていない状況であるため、災害に強い施設整備を推進するものとする。

第 18 節 孤立地区対策

本町は、山間部にあり、洪水や土砂災害等により、孤立集落が発生しやすい地形条件となっている。そのため、孤立した場合に備えて、各地区において必要な対策を定める。

第 1 孤立予想地域の事前把握

町は、災害発生時に孤立が予想される地域を事前に調査し、実態の把握に努める。

第 2 孤立危険性に関する住民への周知

町は、孤立した場合に備え、当該住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、また携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

また、住民同士の共助の能力を高めるため、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

第 3 通信設備等の整備

外部との通信手段を確保するため、町防災行政無線、衛星携帯電話の配備、通信設備等の非常用電源の確保に努める。

第 4 緊急救出手段の確保

孤立した場合に、緊急に救出できるよう、臨時ヘリポートの整備など、緊急救出手段の整備を推進する。

第 5 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施基準等を検討しておく。

第 6 食料等の備蓄の推進

町は、地域の住民の状況を把握したうえで、孤立を想定した食料等の備蓄、また備蓄倉庫の設置を推進する。

第 1 9 節 広域応援体制整備計画

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第 1 応援協定締結状況

本町の締結している協定は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	○ 峡南広域消防相互応援協定書 ○ 大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書 ○ 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定 ○ 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書 ○ 富士北麓災害時の相互応援に関する協定 ○ 災害時の協力に関する協定 ○ 災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定書 ○ 災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定書 ○ 災害時における物資供給に関する協定書 ○ 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書 ○ アマチュア無線による災害時の情報収集等の協力に関する協定書 ○ 災害時における通信機材等の貸出に関する協定書 ○ 災害時要援護者の福祉避難所の受入れに関する協定書 ○ 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 ○ 災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定書 ○ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 ○ 災害防災情報等の放送に関する協定書 ○ 災害時等における情報収集等に関する協定書 ○ 身延町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書 ○ 災害時における地図製品等の供給に関する協定書 ○ 災害時における応急活動の協力に関する協定書 ○ 大規模災害時における法律相談業務に関する協定書
-----	---

第 2 協定の充実等

1 協定内容の見直し

町は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定の内容の適宜見直しを行い、充実、具体化に努めるとともに、平常時からの連携強化に努める。

2 協定締結の推進

大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県外の市町村との相互応援協定の締結について、今後、さらに検討を図っていく。

第 3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、交通防災部に受入窓口を設置し、

指揮連絡系統の明確化を図り、併せて職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

第 2 0 節 災害ボランティア育成強化計画

災害ボランティアは、自主防災組織など既存の防災体制を補完し、効果的な災害対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

町は、県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各種施策を展開してボランティアの育成に努める。

第 1 災害ボランティアの登録及び環境整備

	災害ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日頃から町内において福祉等のボランティアとして活動している者	希望者は、災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を図る。
2	特殊技能者（医師、看護師、保健師、土木・建築技術者、アマチュア無線資格者等）	町社会福祉協議会において、ボランティアの登録制度を実施し、組織化を推進して自主的な運営ができるように協力する。
3	応急危険度判定士	(1) 災害時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。 (2) 町は、県等と連携して、講習会等を開催し、応急危険度判定士の養成に努める。
4	町内外から災害発生後駆けつけるボランティア希望者	(1) 町社会福祉協議会に受付窓口を設ける。 (2) 町社会福祉協議会は、各ボランティア団体等の中から防災ボランティアコーディネーターを選び、自主的な運営ができるように協力する。 (3) 町社会福祉協議会は、ボランティアニーズの把握を行い、宿舍、食事、活動拠点、事務用品等を支給して活動を支援する。

第 2 ボランティアの活動分野

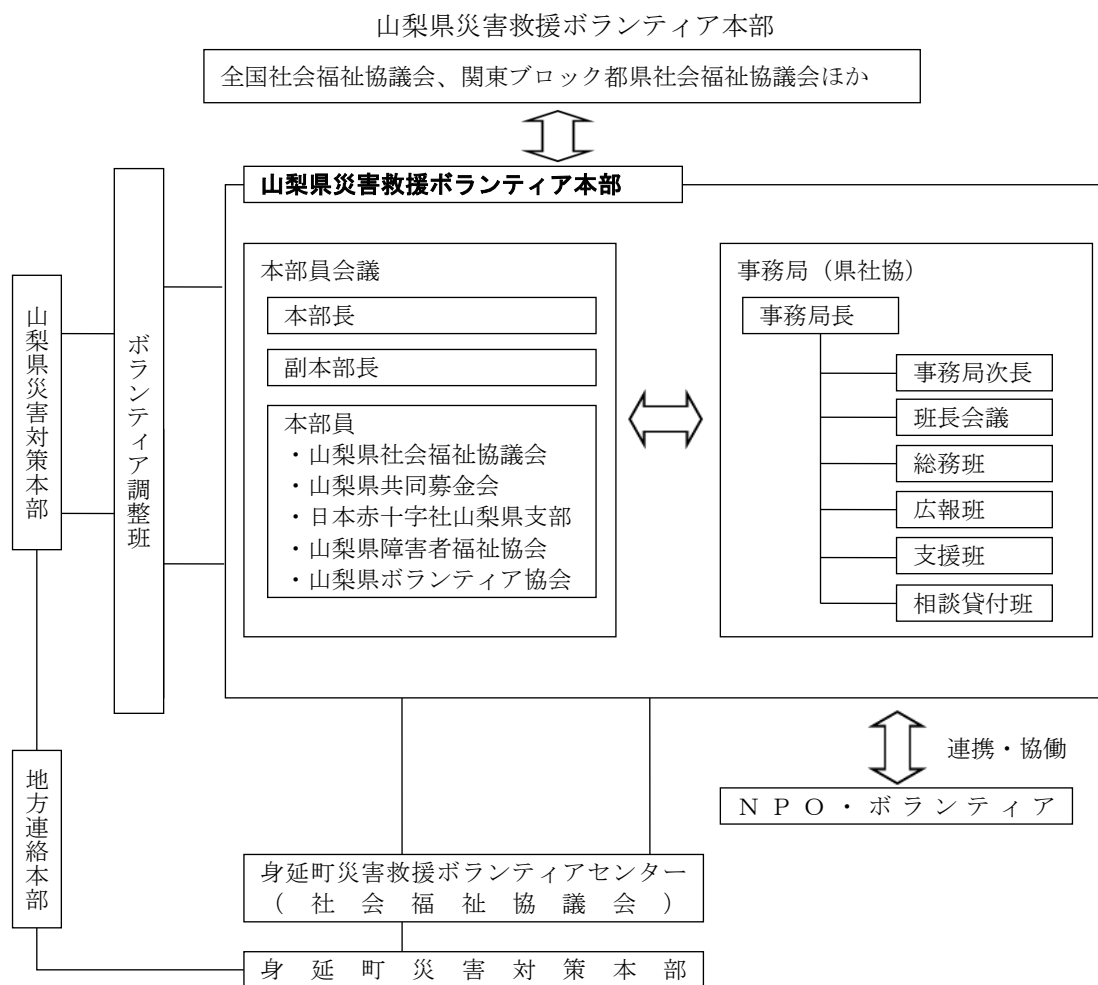
ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- (2) 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）の介助及び看護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊出し
- (5) 救援物資の仕分け及び配布
- (6) 消火・救助・救護活動
- (7) 保健医療活動
- (8) 通訳等の外国人支援活動

第 3 山梨県災害救援ボランティア本部

現在、山梨県社会福祉協議会や日本赤十字社山梨県支部において災害ボランティアの育成が行われている。また、県においては、平常時のボランティア登録及び研修、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置される。

町においても、平常時から県及び関係機関と連携し防災ボランティアの育成に努めるものとする。



第 2 1 節 生活関連施設の安全計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

第 1 水道施設安全対策

環境上下水道課は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により施設の整備を推進する。

1 水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化を図る。

3 電力施設の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

4 応急給水用機材の備蓄

町は応急給水活動を行うため、給水タンク等の整備に努めるものとする。

5 不足資機材の調達

不足資機材等の調達は、水道工事店等の応援を求め、配水管等は町において備蓄しておくものとする。

第 2 下水道施設安全対策

環境上下水道課は、下水道施設のより一層の耐震化に努める。

1 下水道施設の現況

本町の下水道普及の状況は、令和 2 年 4 月 1 日現在次のようになっている。

人	口	処理区域内人口	水洗化人口	普及率	水洗化率
11,306人		5,648人	4,146人	49.9%	73.4%

2 下水道施設対策

町は、下水道施設のより一層の耐震性を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施する。

(1) 下水道事業については、道路整備や上水道整備などの市街地整備と整合を図りつつ、事業認可域内の下水道整備を推進するとともに、事業認可区域の拡大に努め、市街地の環境安全と河川や地下水の水質汚濁の防止を図る。

(2) 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに管渠継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

(3) 下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹の施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、渠体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

(4) 下水処理場、ポンプにおいては、施設が被災した場合にも必要最小限の処理を行えるように応

急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災した場合でも下水道としての機能を確保するための対策を検討する。

- (5) 施設の維持管理においては、点検などによる危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。
- (6) 下水処理場、ポンプ場等のまとまった空間を利用し、防災避難所、避難路、防火帯としての活用を図る。
- (7) 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

第3 電気施設安全対策

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施するものとされている。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

ア 緊急連絡体制の整備

イ 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策

ガス小売事業者（旧簡易ガス）は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとされている。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

資料編 ○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第5 液化石油ガス安全対策

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとされている。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進

(4) 保安要員の確保

2 消費先の安全確保

(1) 容器転倒防止措置の強化

(2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化

(3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発

第6 通信施設安全対策

東日本電信電話（株）山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとされている。

1 施設・設備の安全確保

(1) 電気通信施設の耐震化

(2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

(1) 災害時優先電話の確保

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、東日本電信電話（株）山梨支店が開設する災害用伝言ダイヤル「171」の利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧用資機材等を配備する。

(1) 衛星通信地球局、加入者系無線装置

(2) 車載型衛星通信地球局

(3) 移動電源車及び可搬型電源装置

(4) 応急復旧ケーブル

(5) 特殊車両

5 要員の確保

(1) 緊急連絡体制の整備

(2) 交通途絶時等の出動体制の確立

(3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

6 防災訓練の実施

大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な下記内容の防災訓練を年1回以上実施するものとする。

(1) 警戒宣言等の伝達

(2) 非常招集

(3) 警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置

(4) 大規模地震発生時の災害応急対策

第7 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全の確保と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとされている。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知した場合、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。

- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備

- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立